

# Ⅲ 「各部の運営方針と目標」の達成状況

平成 23 年度

- 1 企画部
- 2 総務部
- 3 市民部
- 4 生活環境部
- 5 健康福祉部
- 6 子ども政策部
- 7 都市整備部
- 8 水道部
- 9 教育委員会

「各部の運営方針と目標」は、①部の使命・目標に関する認識、②職員数、予算規模等の部の経営資源、③部の実施方針及び個別事業の目標等で構成されています。本章では、平成 23 年度の「各部の運営方針と目標」の達成状況として、個別事業とその目標の実績について掲載しています。

<h1>企画部の 「運営方針と目標」の達成状況</h1>	企画経営課
	財政課
	秘書広報課
	情報推進課
	都市再生推進本部事務局
企画部長兼都市再生担当部長 企画部調整担当部長 企画部地域情報化担当部長	河野 康之 内田 治 後藤 省二

## ■ 1 ■ 部の使命・目標に関する認識

### 部の使命・目標

- 市民のニーズや社会の変化に対応した計画等の策定により、市のビジョンや運営方針を市民に明らかにするとともに、効率的な市政運営と健全な財政運営を目指した自治体経営の確立を図ります。
- 開かれた行政を目指して市政情報の積極的な提供を行うとともに、市民ニーズや市の実勢に関する調査と情報提供を通して市内の効果的な政策形成への支援を図ります。
- 地域情報化の推進に取り組むとともに、市内情報の適切なマネジメントを確立します。

### 各課の役割

企画部は、企画経営課、財政課、秘書広報課及び情報推進課の4課に、平成 21 年度から都市再生推進本部事務局を加えて構成され、基本構想・基本計画等に掲げる理念を実現するスタッフ部門として機能するため、①政策立案、②財政(予算・決算)、③行政評価、④行政改革、⑤行政事務の情報化、地域情報政策、⑥秘書・広報、⑦男女平等参画・平和・国際化施策、⑧統計調査、⑨都市再生、⑩全体調整を推進する役割を担っています。

また、個別計画の策定や財政、情報施策、広報などを各部で実施する際の支援業務も行っています。

## ■ 2 ■ 部の経営資源(平成 23 年 4 月 1 日現在)

### ①職員数

#### ■職員数

企画部職員 43 人

#### ■職員比率(正規職員)

企画部 43 人 / 市職員 1,040 人

→ 職員比率 約 4.1 %

### ②予算規模

#### ■予算規模

平成23年度企画部予算額

一般会計 10,518,666,000 円

そのうち特別会計への繰出金、市債の償還費及び予備費を除く事業費

一般会計 1,282,039,000 円

### ■ 3 ■ 部の実施方針及び個別事業の目標等

#### 実施方針

##### ●依然として続く厳しい経済状況等を踏まえた総合的な調整機能の推進

東日本大震災、経済危機等による不安定かつ深刻な状況が依然として続いていることから、市民生活への影響について目配りを行いながら「セーフティーネット」の役割の発揮を中心とした取り組みを進めます。また、政策動向が不透明な中、国・東京都等の動向の的確な把握に努め、市民及び市にとって必要とされる事業の推進に向けた総合調整を進めます。

##### ●第4次基本計画等の策定及び個別計画策定・改定に関する全庁的な取り組みの推進

第4次基本計画の策定に向けて、各個別計画の策定・改定等を含めた全庁的な取り組みの総合調整を行い、多元的・多層的な市民参加の推進を図りながら、市の長期的・将来的な政策課題を抽出し、第4次基本計画を策定します。

##### ●事務事業総点検運動の実施による行財政改革の徹底

厳しい財政状況の中にあって、優先すべき行政課題と市民ニーズに的確に対応するため、事務事業総点検運動を推進して行政のスリム化を図るとともに、持続可能な自治体経営に向け、行財政改革アクションプラン 2022(仮称)を策定します。

##### ●自治基本条例の定着と自治の推進

自治基本条例の普及・啓発に取り組むとともに、パブリックコメント制度や市民会議・審議会等の会議の公開の制度など、同条例に基づく自治の仕組みの円滑な運用を図ります。また、自治基本条例と同時に施行された、男女平等参画条例の理念と目的に沿った男女平等行動計画 2022(仮称)を策定し、男女平等施策を総合的に推進します。さらに地域情報化プラン 2022(仮称)を策定します。

##### ●新川防災公園・多機能複合施設(仮称)整備事業の推進と都市再生の取り組み

「都市再生」の中核事業となる「新川防災公園・多機能複合施設(仮称)整備事業」について、平成22年度の基本設計を踏まえ、平成25年度の工事着工に向けて実施設計に着手します。

また、老朽化した公共施設の今後の整備のあり方、適正かつ効率的な維持管理に向けた既存公共施設の整備計画の見直し、市有地の有効活用のほか、市街地再開発事業や住宅・民間建築物における耐震化の促進など、環境保全や経済性にも配慮した都市構造・都市空間の「更新・再生」に向けた着実な取り組みを進めます。

##### ●地方分権の推進と創造的自治体経営の確立

国等の地方分権に向けた制度改正の動向等も踏まえながら、自治基本条例で掲げた「適切な政府間関係の確立」を図るために、交付税不交付団体である基礎自治体の立場から積極的な取り組みを行います。また、行政評価を始めとしたマネジメント・システムの改革を進めるとともに、財政健全化法も踏まえたストックとフローの適切な管理を行うなど、創造的な自治体経営の確立に取り組めます。

## 個別事業とその目標

(個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

### 1 第4次基本計画の策定と個別計画策定・改定に関する総合調整 (企画経営課) 〈「施政方針」掲載事業〉

平成 34(2022)年度を目標年次として、三鷹市の次期総合計画となる「第4次三鷹市基本計画」を策定します。

策定にあたっては、平成 22 年度末までに実施した各市民会議・審議会の検討・提案、「まち歩き・ワークショップ」によるコミュニティ住区ごとのまちづくりの提案、市民意向調査・団体意向調査の結果などを踏まえた検討を行います。引き続き、地域や分野ごとの市民参加を進めるとともに、まちづくりディスカッションを拡充して開催し、骨格案、素案の策定を経て、計画を取りまとめます。

また、同時期に策定や改定を行う個別計画との連動と調整を図りながら、骨格案や素案の策定時には、個別計画とともに広報特集号を発行し、パブリックコメントを実施するなど、広く市民の意見を反映させた計画とします。

(目標指標:骨格案や素案の策定時における広報特集号の発行や、パブリックコメント、まちづくりディスカッションを実施し、第4次基本計画を策定します。)

#### ■達成状況■

平成 24 年3月に三鷹市の次期総合計画となる「第4次三鷹市基本計画」を策定しました。

平成 34 年度を目標年次とし、東日本大震災による影響を背景に、「都市再生」と「コミュニティ創生」の2つを「最重点プロジェクト」に、「危機管理」を「緊急プロジェクト」に位置付け、市の今後の施策の方向性や主要事業などを定めました。

策定にあたっては、平成 22 年度までに実施した「まち歩き・ワークショップ」による提案や市民意向調査・団体意向調査の結果などを踏まえ、平成 23 年度には、無作為抽出の市民の方々からまちづくりについて議論する「みたかまちづくりデ

ィスカッション」や、骨格案に対するアンケート調査を実施しました。また、骨格案、素案の各段階でコミュニティ住区ごとの「まちづくり懇談会」やパブリックコメントを実施するなど、多面的で多層的な市民参加を重ね、可能な限り市民意見の反映に努めました。

また、23 の個別計画の策定・改定を同時並行的に進め、基本計画と個別計画の連動及び整合を図りました。

### 2 新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の整備に向けた実施設計等の推進 (都市再生推進本部事務局) 〈「施政方針」掲載事業〉

「市民センター周辺地区整備に関する検討委員会」や審議会・利用団体等との意見交換を経て取りまとめた基本設計を踏まえ、UR都市機構との連携により、平成 25 年度から着工を予定する施設整備に向けて実施設計に着手するなど、事業の着実な推進を図ります。実施設計にあたっては、引き続き審議会・利用団体等と意見交換を行いながら施設計画などの検討を進めます。また、最適な管理運営体制の構築に向けて検討を行い、管理運営に関する方針を策定します。

(目標指標:平成 25 年度から予定する施設整備に向け、実施設計に着手します。)

#### ■達成状況■

利用者団体や庁内関係部署との意見交換・調整を踏まえ、実施設計に着手しました。施設整備費の精査の観点も含めた施設計画を検討することにより、基本設計時における総事業費の抑制を図ることが出来ました。管理運営方針の策定については、近隣市の関連施設への視察・ヒアリングを行い、庁内関係部署との連携を図りながら、開館日や利用時間の拡大、指定管理者制度の導入及びそれに伴う業務区分の設定など、効果的・効率的な管理運営に向けた検討を

進め、確定しました。

また、引き続き広報みたかに事業紹介記事を掲載し、PRに努めました。さらに、地権者交渉を進めることにより、UR都市機構による用地取得の取り組みにおいても一定の進捗をみる事が出来ました。平成24年度も引き続き、これらの取り組みを推進します。

### 3 事務事業総点検運動による行財政改革の徹底(行財政改革アクションプラン2022(仮称)の策定)

(財政課・企画経営課)  
〈「施政方針」掲載事業〉

厳しい財政状況の中にあつて、新たな課題や増加する社会保障関連経費等に的確に対応する一方、行政のスリム化をより一層推進するため、「事務事業総点検運動推進本部」を中心に、市のすべての事業についてその必要性を再検討し、市が行うサービスの見極めを行いながら、大胆な事業見直しに取り組みます。その上で、平成24年度予算のスリム化を図ります。

また、これと連動しつつ第4次基本計画策定の取り組みと整合性を図りながら、行財政改革アクションプラン2022(仮称)を策定します。

(目標指標:すべての事務事業についての検証と見直しに取り組み、平成24年度予算のスリム化を図ります。また、行財政改革アクションプラン2022(仮称)を策定します。)

#### ■達成状況■

平成22年7月に着手した「事務事業総点検運動」については、「見直し対象事業選定基準」によりすべての事業を対象に検証を実施しました。検証にあたっては、国や東京都の制度との整合を図りつつ、市の単独施策を中心に見直しを行い、平成24年度予算において118事業を見直し、約2億8千万円の削減を図りました。さらに、予算編成のプロセスを通して、経常経費の4%シーリングなどにより、約4億2千万円の経費を削減し、予算のスリム化に努めました。

行財政改革アクションプラン2022の策定については、東日本大震災への対応の経験や事務

事業総点検運動の取り組みを踏まえ、中長期的な課題を抽出しました。その後、第4次基本計画及び平成24年度予算編成との整合を図りながら、「持続可能な自治体経営の創造」に向け、事務事業総点検運動と公共施設総点検運動を主要な取り組みと位置付けるとともに、11体系の最重点課題を設定しました。プランは、骨子案及び素案を策定した後、3月末に確定しました。

### 4 地域情報化プラン2022(仮称)の策定と新たなICT施策の推進(情報推進課)

〈「施政方針」掲載事業〉

ユビキタス・コミュニティ推進基本方針に基づいて実施してきた事業の成果を引き継ぎ、さらに発展させるため、ICTに関する新たな発展や社会状況の変化等に対応した地域情報化プラン2022(仮称)を策定します。地域情報化プラン2022(仮称)では、ICTの活用による安全安心な地域社会の実現、より利便性の高い市民サービスの提供、市民間の豊かな情報交流の実現等を目指すとともに、個人情報保護や情報セキュリティの確立を進め、効率的で効果的なICTの活用を図ります。策定にあたっては、ユビキタス・コミュニティ推進協議会における意見やパブリックコメントの実施などによる市民意見を踏まえて検討を進めます。

(目標指標:地域情報化プラン2022(仮称)を策定します。)

#### ■達成状況■

個別計画である「地域情報化プラン2022」では、平成19年に策定したユビキタス・コミュニティ推進基本方針に基づき実施してきた市のICT施策の評価、検証を行うとともに、第4次基本計画や他の個別計画との整合性や将来的な技術的動向も踏まえて、三鷹市における今後のICT施策に対する考え方を提示しました。

プランの策定にあたっては、7月に全庁を対象にICTの活用予定に関する調査を実施したほか、ユビキタス・コミュニティ推進協議会を2回(8月及び11月)開催し、そこでの意見を計画へ反映するとともに、計画素案の公表後に実施した

パブリックコメントを経て、3月に確定しました。

平成 24 年度からは、ユビキタス・コミュニティ推進協議会を発展的に改組した地域情報化推進協議会を発足させ、民学産公の協働による事業の取り組みを実施します。

## 5 男女平等行動計画 2022(仮称)の策定と男女平等参画の推進(企画経営課)

〈「施政方針」掲載事業〉

男女平等行動計画 2022(仮称)の策定にあたっては、平成 22 年度に実施した「男女平等に関する市民意識・実態調査」などを基礎資料として活用するとともに、平成 22 年度から引き続き、男女平等参画審議会において審議します。また、審議会の検討に加え、パブリックコメント等を通じて、広く市民からの意見を聞く機会を設けます。

男女平等参画の推進にあたっては、各種の啓発事業を通じて男女平等意識の醸成に努めます。また、市と協働で男女平等施策を推進している三鷹市女性問題懇談会を中心とする市民団体等とも協力しながら、意識啓発に努めます。(目標指標:男女平等行動計画 2022(仮称)を策定します。)

### ■達成状況■

個別計画である「男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022」の策定にあたっては、男女平等参画審議会を平成 23 年度に5回開催し、2回(7月及び 12 月)の提言を受け、計画への反映に努めました。さらに、計画素案の公表後に実施したパブリックコメントを通じて寄せられた、市民意見等の計画への反映に努め、3月に確定しました。

また、男女平等意識の醸成に向けた各種啓発事業については、ワーク・ライフ・バランスを中心とする主催事業及び講演会やパネル展を中心とする市内関連団体との共催事業を通じて、市民だけでなく、事業者等にも向けた啓発を実施しました。

なお、個別計画の名称については、できるだけわかりやすい名称にしてほしいという審議会か

らの意見を参考に、最終的に「男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022」としています。

## 6 次期基幹系システムの構築

〈「情報推進課」〈「施政方針」掲載事業〉

平成 21 年度に策定した構築方針に基づき、昨年度に引き続き次期基幹系システムの構築を行います。切り替え時期は主管課の繁忙期等を考慮し、平成 23 年 10 月稼働に向けてスケジュールを設定しています。

平成 23 年度はデータの移行、検証等の作業を進めるとともに、システム稼働後の運用等に係るシステム保守契約の内容を見直し、稼働後における経常経費の更なるコスト削減や、サービスの内容や品質等に関する水準を維持するためのルール(SLA)について、事業者と協議を進めます。また、平成 22 年度に策定したICT事業継続計画(BCP)に基づく復旧手順の確立・訓練など、システムの安定した稼働に向けての準備を行います。

(目標指標:平成 23 年 10 月の稼働に向けて、基幹系システムの構築を行います。)

### ■達成状況■

住民記録・税・福祉業務の実施にあたり利用している基幹系システムについて、平成 22 年度から2か年でシステムの構築、移行を行いました。当初計画のとおり、平成 23 年 10 月より順次新しいシステムへの移行が完了し、安定したシステム稼働を実現しています。

また、事務事業総点検運動の取り組みの一環として、システム稼働後における経常経費のさらなるコスト削減に取り組むため、システム保守契約の内容の見直しを行っています。今後はサービス提供に関する規定(SLA\*)に基づき、高い品質の維持と安定稼働に向けた運用を行います。

さらに、ICT事業継続計画(BCP)に基づき、訓練を実施するとともに、復旧手順の見直し改善を行い、災害に強いシステムを目指します。

\*SLA とは「Service Level Agreement」の略。事業者が、利用者にサービスの品質を保証する制度のことです。

## 7 三鷹ネットワーク大学事業の推進 (三鷹まちづくり総合研究所機能の強化) (企画経営課)〈「施政方針」掲載事業〉

NPO法人三鷹ネットワーク大学推進機構との協働により、ネットワーク大学のさらなる活用に向けた取り組みを推進します。平成 23 年度は、三鷹まちづくり総合研究所事業として、「サステナブル都市」、「コミュニティ創生」をテーマに研究会を運営します。また、第4次基本計画の策定にあわせて、市民向けの講演会や職員向け研修等を開催します。この他、昨年に引き続き「三鷹の森 科学文化祭」事業を、民学産公の協働の輪をさらに広げて実施します。

(目標指標:三鷹まちづくり総合研究所事業として調査・研究活動を行うとともに、「三鷹の森 科学文化祭」事業を実施します。)

### ■達成状況■

平成 23 年度は三鷹まちづくり総合研究所事業として、「サステナブル都市三鷹研究会(座長:濱野周泰東京農業大学教授)」と、「コミュニティ創生研究会(座長:名和田是彦法政大学教授)」の2つの研究会を運営しました。

加えて、第4次基本計画の策定にあわせて、学識者と市民との情報共有を図るための講座「三鷹の未来を見つめる視点～第4次基本計画策定に向けて～」を開催しました。3つのテーマ(「3・11 後の社会デザインから未来を考える」、「高福祉のまちづくりをめざして」、「近未来に向けた高環境のまちづくりとは?」)を設け、各テーマについて三鷹市の現状に詳しい講師が登壇しました。

また、平成 22 年度に引き続き、三鷹市と三鷹ネットワーク大学推進機構との共催で「三鷹の森 科学文化祭」を実施し、みたか太陽系ウォークや巡回科学館事業を開催しました。

## 8 三鷹ネットワーク大学との協働による 「科学キッズフェス！」の実施 (企画経営課)〈「施政方針」掲載事業〉

子どもたちが科学を楽しみ、興味を抱く契機と

なることを目的として、近隣5市の共同事業として「科学キッズフェス！」を実施します。実施にあたっては、三鷹ネットワーク大学と協働し、「三鷹の森 科学文化祭」事業の一環として取り組み、みたか太陽系ウォークや、東京国際科学フェスティバルなど、科学を楽しむ機会へとつなげます。すばる望遠鏡がある国立天文台ハワイ観測所との生中継(予定)や、科学実験、ワークショップなどを通じて、科学の楽しさ、感動を体験する機会を子どもたちに提供します。

(目標指標:「科学キッズフェス！」入場者数のべ2,000人(2日間)、イベントに参加した子どもたちの、科学への興味の向上を目指します。)

### ■達成状況■

東京都市町村自治調査会の多摩・島しょ広域連携活動助成事業を活用し、5市(三鷹市・武蔵野市・小金井市・国分寺市・国立市)の共同事業として「科学キッズフェス！」を平成 23 年9月 23 日(金)、24 日(土)に三鷹市芸術文化センターで実施しました。このイベントには、2日間で延べ4,773人が来場しました。

当日は、国立天文台ハワイ観測所との生中継や人気タレントのトークショー、NHK教育テレビで人気のガリレオ工房による大科学実験ショーなど、子どもたちの科学に対する興味をかきたてるプログラムを実施しました。

参加者に行ったアンケートでは、これまで以上に科学に興味・関心を持つようになった参加者が約 80%という結果になり、本事業の目的である、「子どもたちが科学を楽しみ、興味を抱く契機」の提供を達成することができました。

## 9 認証基盤システムの再構築 (情報推進課)〈「施政方針」掲載事業〉

平成 17 年度に導入した職員認証基盤ポータル、文書管理システム、庶務管理システム、職員情報システム、グループウェアにて構成される認証基盤システムについて、平成 24 年7月からの稼働に向けた再構築を行います。

実施にあたっては、①初年度の構築業務に係る経費、②パッケージの購入費用、③機器の

導入費が必要であった従来の契約方法の見直しを行い、サービスの使用量に応じた費用負担を行うクラウド型サービスに準じた契約方式とすることにより、導入時の費用負担を軽減します。

(目標指標:平成 24 年7月の稼働に向けて、認証基盤システムの構築を行います。)

### ■達成状況■

平成 23 年からの2か年で認証基盤システム等のシステム再構築を実施します。平成 23 年度はシステムの導入にあたり、従来の契約方法の見直し(「所有から使用へ」)を行い、サーバ等の機器は庁舎内に設置していながら、ASP\*やクラウド\*\*と同様、システムを使用する契約形態とすることで、導入時の費用負担の軽減を図りました。また、より安定したシステムの稼働を実現するため、サービス提供に関する規定(SLA)の協議を行いました。

なお、稼働時期については、タイ国洪水被害により機器の納品時期が遅れたことから、平成 24 年9月に変更しました。

\*ASPとは「Application Service Provider (アプリケーションサービスプロバイダ)」の略。業務用のアプリケーションソフトをインターネットなどのネットワーク環境を通じて利用するサービス形態のことです。

\*\*クラウドとは「Cloud(雲)」の意。クラウドコンピューティング、クラウドサービスと同意語。ネットワーク上にあるサーバ群「クラウド(雲)」等が提供するサービスをインターネットなどのネットワーク環境を通じて利用するICTの利用形態のことです。なお、ASPはクラウドサービスの一種になります。



<h1>総務部の 「運営方針と目標」の達成状況</h1> <p>総務部長 佐藤 好哉 総務部調整担当部長兼危機管理担当部長 馬男木 賢一</p>	政策法務課
	職員課
	契約管理課
	防災課
	土地対策課
	相談・情報課

## ■ 1 ■ 部の使命・目標に関する認識

### 部の使命・目標

- 市民のニーズや市の行政課題に対応した主体的な政策活動を推進するために必要な政策法務能力を育成し、自治立法権と自治解釈権を活用した積極的な法務行政の推進に取り組みます。
- 市民要望や社会状況の変化に対応するため、職員の適正な人事管理を図り、市政推進の原動力として積極果敢に改革に取り組む人財の確保と育成に努めます。
- 市庁舎など市民センター内の施設・設備について適切な管理を行うとともに、適正な契約事務の執行に取り組みます。
- 災害から市民の生命と財産を守るため、防災施設の整備とともに、地域や関係機関などとの連携・協力体制の整備により、災害に強いまちづくりを推進します。
- 良好な地域環境を計画的に整備するため、公

共事業の執行に不可欠な公共用地などの円滑な取得に取り組みます。

- 透明で公正な市政の確立のため、情報公開制度と個人情報保護制度を適切に運営するとともに、総合オンブズマン制度及び市民相談により市民の苦情や相談に的確に対応します。

### 各課の役割

総務部は、政策法務課、職員課、契約管理課、防災課、土地対策課、相談・情報課の6課で構成され、効率的で開かれた自治体・21世紀型自治体の実現に向けて、市役所内の人的、物的及び事務的な管理部門として、①条例、規則等の制定改廃、②市議会との調整、③職員人事管理、人財育成及び労働安全衛生、④庁舎管理、⑤契約事務、⑥災害から市民を守るための防災対策、⑦公共用地取得、⑧市民相談、⑨情報公開・個人情報保護など幅広い業務に取り組んでいます。

## ■ 2 ■ 部の経営資源（平成23年4月1日現在）

### ①職員数

#### ■職員数

総務部職員 53人

#### ■職員比率(正規職員)

総務部 53人 / 市職員 1,040人

→ 職員比率 約 5.1 %

### ②予算規模

#### ■予算規模

平成23年度総務部予算額

一般会計 14,386,656,000円

(人件費 10,444,833,000円を含む。)

そのうち人件費を除く事業費予算額

一般会計 3,941,823,000円

## ■ 3 ■ 部の実施方針及び個別事業の目標等

### 実施方針

#### ●政策法務能力の充実強化

事務事業の企画立案段階から政策法務の視点による支援・協力を強化するとともに、効果的な研修の実施等により、職員の法務に関する知識と経験を深め、組織としての政策法務能力の充実に努めます。

#### ●職員定数の見直し・適正配置と職員の健康管理への取り組み

事務事業の見直し、業務の委託化、再任用化・嘱託化を進め、継続的に職員定数の見直しと職員の適正配置を行うとともに、定年退職者の増加に対応しつつ、優秀な人財を確保し、組織力の維持向上を図るため、職員採用試験の実施時期、実施方法を検討し、計画的・効果的な試験を実施します。また、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、各主管課においてより徹底した時間外勤務の自主管理を行い、職員の時間外勤務縮減に取り組むとともに、職員の総

合的な健康管理の推進に努めます。

#### ●入札制度の改善

入札制度の透明性・競争性・公正性の向上を図るため、継続的な見直しを行うとともに、公共工事については、価格と品質で総合的に優れた調達に努めます。

#### ●震災等災害時活動態勢の強化

地域防災計画の改定及び事業継続計画（震災編）の策定により、市の災害活動態勢の強化を図るとともに、東日本大震災での対応で新たに得られた知見を踏まえ、市の震災等災害に対する緊急対応体制の確立に努めます。

#### ●広聴・相談機能の充実

平成 21 年度に導入したFAQシステム（よくある質問と回答）について、利用者の利用者満足度、アクセス状況を分析し、内容の充実と運用の改善を図るなど、その適正な運用に努め、広聴・相談機能の充実に努めます。

### 個別事業とその目標

（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

#### 1 震災時等緊急対応体制及び被災地・被災者支援体制の確立（防災課）

東日本大震災の教訓を踏まえ、震災等災害発生時における帰宅困難者、被災地からの避難者、停電に対する対応などの課題について、庁内体制や活動手順を検討し確立します。

（目標指標：震災時等緊急対応方針及び被災地・被災者支援方針を策定し、方針をもとに本部運営訓練を実施します。）

#### ■ 達成状況 ■

震災時等緊急対応体制や被災地・被災者支援体制については、「震災時緊急対応対策」として

取りまとめ、目標どおり完了することができました。本部運営訓練については、東日本大震災の発生に伴う災害対策本部活動や防災関連計画等の策定作業等を優先し、年度内の実施を見送りました。同訓練は、平成 24 年度実施予定の防災関係機関連携訓練の中などで実施することとします。

#### 2 地域防災計画の改定及び事業継続計画（震災編）の策定（防災課）

〈「施政方針」掲載事業〉

地域防災計画の改定は、平成 24 年度以降に国の防災基本計画及び都の地域防災計画の見直し後に本冊の改定を行うこととし、平成 23 年度

は、現行計画(平成20年3月)への改定以降の組織改正、市内の一時避難場所等の防災拠点の変更、内水氾濫防止対策の実施、そして事業継続計画策定等に伴う修正を行います。

事業継続計画(震災編)の策定にあたっては、大地震発生時において応急・復旧業務の迅速な開始と通常業務の継続を図るため、非常時優先業務について、必要資源、業務プロセス、業務遂行のための問題点や解決方法などを検討します。

(目標指標:事業継続計画(震災編)を策定します。)

### ■ 達成状況 ■

地域防災計画の改定については、平成24年度に本格的な改定を行うため平成23年度は時点修正として目標どおり完了しました。

また、事業継続計画[震災編]の策定については、非常時優先業務を選定するための各課所属長ヒアリングの途中で東日本大震災が発生したため進捗が多少遅れていましたが、喫緊の課題として最優先に取り組み、平成23年度内に策定することができました。同計画の策定にあたっては、各課へのヒアリング等を徹底した結果、各職場における震災時に優先して実施する業務が明らかになるとともに、優先度の高い非常時優先業務のマニュアルの作成など、きめ細かい内容となりました。

今後は、この計画の実効性を担保するため、事業継続マネジメントシステム(BCM)を推進する全庁的な組織を構築するとともに、優先度の高い非常時優先業務の課題解決やマニュアルづくりに取り組んでいきます。

## 3 家具転倒防止器具の設置普及

(防災課)〈「施政方針」掲載事業〉

震災時に住居内の家具等転倒による被害を最小限に抑えるため、補正予算を編成し、家具転倒防止器具の現物無料配布を拡充します。その際、器具の取り付けが困難な高齢者や障がい者等の対象世帯には、器具の無料配布とともに取り付も行います。

(目標指標:平成21年度～平成23年度の3年間で全世帯の10%(平成17年国勢調査値を基準)の世帯への配布を目指します。)

### ■ 達成状況 ■

平成23年度は、5,290世帯に家具転倒防止器具を配布しました。この結果、平成21年度～23年度の3年間で計9,724世帯、全世帯(平成17年国勢調査値)の12.8%に同器具を配布し、目標を上回る成果となりました。また、高齢者や障がい者等の対象世帯については、平成23年度は475世帯、平成21年度から23年度の3年間で994世帯に同器具を取り付けました。

本事業は平成23年度をもって終了となりますが、今後もさまざまな機会をとらえ、機器の設置促進を進めます。

## 4 各種市民会議、審議会等の活性化

(職員課)

市民、学識者等の意見を市政に反映させるために設置する市民会議等について、委員の公募等の実施、男女比の均衡等の具体的な基準を定めた「三鷹市市民会議、審議会等の設置及び委員の選任に関する基準」を引き続き周知・徹底します。また、市民会議等の公募委員については、無作為抽出による公募委員候補者名簿の中から選出するとともに、市民会議等に関する運営方法について、マニュアル化を図るなど、引き続き、市民会議等のさらなる活性化を図ります。

(目標指標:全庁的に基準の周知を行うとともに、公募枠設置可能な審議会等における公募枠設置比率100%、女性委員比率約40%を目指します(行政委員会等を除く。)。無作為抽出による公募委員名簿より委員を選出します。市民会議等に関する運営方法のマニュアルを作成します。)

### ■ 達成状況 ■

引き続き市民会議等の設置及び委員の選任に関する基準について全庁への周知徹底を行ったところ、公募枠設置可能な市民会議等の公募枠設置比率は目標の100%を達成、女性委員比率は36.8%となりました。

また、「三鷹市市民会議等運営要領」を作成し、

市民会議等の会議に関する標準的な運営方法を定め、その内容を全庁的に共有しました。

無作為抽出方式による公募委員の選任については、平成 23 年度末の段階で、公募委員候補者名簿に登録されたすべての市民の方に公募委員等の就任依頼を行い、73 人の方に就任していただくことができました。名簿登録者へのアンケートによると、市民会議等に参加した方のうち約 80% が「市政に対する関心が高まった」と回答し、多くの方から、「市政に参加するよい機会となった」、「市の施策を知ることができた」、「市民会議等にまた参加したい」という感想が寄せられました。この無作為抽出方式による公募委員の選任の取り組みにより、これまで市政に参加する機会の少なかった市民の方にも市政に参加いただくことができました。

## 5 職員定数の見直し・適正配置

(職員課)

事務事業の見直し、業務の委託化、再任用化等を進め、職員定数の見直しと職員の適正な配置を推進します。また、組織力の維持向上を図るため、職員採用試験の実施時期、実施方法等を検討し、より優秀な人財を確保します。

(目標指標:各部ヒアリングに基づき職員定数の見直しを実施し、適正な職員定数とするとともに、組織力の維持向上に必要な職員の採用と再任用職員等の適正配置を行います。)

### ■ 達成状況 ■

職員定数については、各部とのヒアリング結果に基づき、業務の見直し・委託化等によりさらなる見直しを行いました。また、採用試験については、職員数の少ない年齢層の補充のため、経験者採用試験(一般事務職)を実施し、組織力の向上を図るとともに、引き続き2次試験の面接前にエントリーシート審査を行うなど、人物重視の選考を実施しました。さらに、定年退職者のうち 19 人の再任用を行い、長年にわたる知識・経験・技術を活用した人事配置を行いました。

## 6 職員給与制度の見直し

(職員課)

人事考課制度と職務給制度、昇任昇格制度の更なる連携について検討を進めるとともに、諸手当のあり方についても、引き続き、国、東京都、多摩 26 市各市の支給実態を参考に、他団体との均衡を図る中で、必要に応じた検討と見直しを行います。

(目標指標:人事考課制度、職務給制度、昇任昇格制度の連携強化により職員満足度の向上を通じ、組織の活性化を図ります。)

### ■ 達成状況 ■

平成 23 年6月期勤勉手当から、給与構造改革の一環として、職責・能力・業績に応じた給与制度を実現するため、部課長職職員の勤勉手当について、一律の支給割合に代えて勤務成績によって支給割合を加減する成績率制度を導入しました。また、東京都人事委員会勧告を踏まえた給与改定を実施し、公民較差是正を図るとともに、通勤手当の見直しを行うなど、給与支給の一層の適正化を図りました。

## 7 FAQシステム(よくある質問と回答)の充実(相談・情報課)

利用者満足度の分析や寄せられた質問などを集約して、利用者の求める情報を各課にフィードバックするとともに、情報の追加・更新・削除の必要なものについて定期的にチェックを行い、内容のさらなる充実に向けて取り組みます。また、引き続き職員向けの研修を実施し、システムの適正な運用を図ります。

(目標指標:アクセス数月 5,000 件台、システム内の閲覧者満足度で「役に立った」の割合を 85%とします。)

### ■ 達成状況 ■

利用者満足度及び寄せられた質問を集約して、各課に情報提供するとともに、情報の追加・更新・削除の必要なものについて定期的にチェックを行い、内容のさらなる充実に向けて取り組みました。また、引き続き職員向けの研修を実施し、システ

ムの適正な運用を図りました。

平成 23 年度のアクセス数は月平均 4,750 件と若干目標を下回ったものの、システム内の閲覧者満足度調査では、「役に立った」の割合が約 92% となり、高い評価を受けています。

## 8 総合評価一般競争入札の一部実施の継続（契約管理課）

平成 22 年度に一部実施した総合評価方式による公共工事の入札を継続して実施します。評価項目や配点基準等の検証と見直しを図り、価格と品質の両面で総合的に優れた公共調達の実現に努めます。

（目標指標：総合評価方式による入札を継続実施するとともに、入札結果の検証とそれを踏まえた評価項目、配点基準等の見直しを行います。）

### ■ 達成状況 ■

平成 23 年3月に改正した「三鷹市総合評価方式実施ガイドライン（試行版）」に基づき、三鷹市立第三小学校建替等工事について総合評価方式による制限付一般競争入札を実施しました。

## 9 ワーク・ライフ・バランスの推進及び職員のメンタルヘルスを含む総合的な健康管理の推進（職員課）

職員の時間外勤務の縮減と、メンタルヘルスを含む総合的な健康管理の推進の両面から、職員のワーク・ライフ・バランスを推進します。

各課における時間外勤務時間縮減の目標設定と自主管理を進め、時間外勤務時間の縮減を図るとともに、年次有給休暇の取得を促進し、総労働時間の縮減を図ります。

定期健康診断の結果を基にしたフォロー体制を充実させ、35 歳の節目健診者及びハイリスク者全員への保健指導を実施します。メンタルヘルスについては、不調者の早期発見・早期治療につなげられるよう把握の方法を検討します。

（目標指針：時間外勤務時間数を、特殊要因を除き 100,000 時間とします。定期健康診断で要医療（D判定）の職員の未受診者の割合が引き続き 40%以下となることを目指します。）

### ■ 達成状況 ■

「完全一斉定時退庁日」及び「絶対退庁時間」について、引き続き徹底を図り、時間外勤務の縮減に取り組みました。基本計画及び個別計画の策定・改定や前年度に引き続く東日本大震災の対応等により、特殊要因を含む時間外勤務時間数は約 109,400 時間と当初目標（約 106,600 時間）を超過したものの、前年度比約 2,500 時間の縮減となりました。

職員の健康管理の面では、健康判定区分の見直しを行い、保健指導が必要な職員に対し、よりきめ細かい指導を実施しました。また、メンタルヘルスに関しては、定期健康診断の問診票から高ストレス者と判定された職員に対し保健師の面談を実施し、メンタル面での不調を早期に発見し、フォローを行いました。

## 10 指定管理者評価制度の検証と改善（政策法務課）

平成 22 年度に実施した指定管理者の評価を踏まえ、指定管理者の評価制度について検証し、それぞれの公の施設の特性に応じた効果的かつ効率的な評価制度の確立を図ります。

（目標指標：平成 22 年度における指定管理者の評価を踏まえ、公の施設や指定管理者の状況に応じた評価基準等の見直し等を行い、評価制度の整備に取り組みます。）

### ■ 達成状況 ■

平成 23 年度については、平成 22 年度の評価委員会評価における指摘事項等を踏まえて、一定の改善を行い、分科会評価、評価委員会評価、評価結果の所管課へのフィードバック、評価結果の公表と評価の PDCA サイクルをほぼ一巡させることができました。今後は、評価委員会の実施時期、評価シートの内容などについてさらなる改善に取り組み、評価の質と負担の両面に配慮した、より効果的で、効率的な評価制度として確立していきます。

# 市民部の 「運営方針と目標」の達成状況

市民部長  
市民部調整担当部長

高部 明夫  
桜井 英幸

市民課

市民税課

資産税課

納税課

保険課

## ■ 1 ■ 部の使命・目標に関する認識

### 部の使命・目標

- 窓口での手続きや制度変更に関して、市民に分かりやすい説明や行政手続きの電子化に努め、より迅速で質の高い市民サービスを提供することにより、市民満足度の向上に努めます。
- 自治体経営の基盤である財政の健全性維持のため、市の財源の根幹である市税等の確保に努めます。
- 国民健康保険の健全運営と保険税の収納率の向上に努めます。

### 各課の役割

市民部は、市民課、市民税課、資産税課、納税課、保険課の5課で構成され、各種届出、証明等市民サービスの提供と自治体経営の基盤となる財源の確保を行うため、①4か所の市政窓口を含めた各窓口での市民サービスの提供、②市民税、固定資産税等市税の課税業務、③市税の収納業務、④国民健康保険・後期高齢者医療業務を行っています。

## ■ 2 ■ 部の経営資源（平成 23 年 4 月 1 日 現在）

### ①職員数

#### ■職員数

市民部職員 129 人

#### ■職員比率(正規職員)

市民部 129 人 / 市職員 1,040 人  
→ 職員比率 約 12.4 %

### ②予算規模

#### ■予算規模

平成 23 年度市民部予算額

一般会計 2,279,119,000 円

そのうち特別会計への繰出金を除く事業費

一般会計 484,614,000 円

国民健康保険事業特別会計

16,466,986,000 円

後期高齢者医療特別会計

3,130,125,000 円

### ■ 3 ■ 部の実施方針及び個別事業の目標等

#### 実施方針

- 窓口サービス等に対する市民満足度の向上に向けた取り組みを引き続き推進します。また、住民基本台帳カードの普及とコンビニ交付等の利用拡大の周知を図ります。
- 市の財源の根幹をなす市税収入の把握と収納率の向上を図ります。
- 国民健康保険財政の健全化と保険税の収納率の向上を図ります。
- 市政窓口の委託化に取り組むことにより、市民サービスの質を確保しながら効率的な市政窓口の運営を図るとともに、今後の市政窓口のあり

方について検討します。

- 三鷹市における債権管理の適正化に向けた調査・検討を行います。
- 住民基本台帳法の一部改正に伴う外国人住民の住民基本台帳への移行準備を着実に進めます。
- 後期高齢者医療制度の運営を図ります。
- 特定健康診査・特定保健指導の適正な実施を図り、目標値に向けた実施率等向上を目指します。

#### 個別事業とその目標

(個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

##### 1 窓口サービスの向上(市民部各課)

〈「施政方針」掲載事業〉

市民の利便性の向上と行政の効率化を図るため、住基カードを利用したコンビニ交付や自動交付機の利用拡大に向け、市民に幅広く周知します。

引き続き接客対応の向上に努め、制度改正等に対応する職員の説明能力を高めるなど、より質の高い窓口サービスの提供を目指します。

あわせて市民満足度の検証を行うため、職員の対応に関する市民満足度調査を実施します。

また、運転免許証を自主返納した70歳以上の高齢者の方々について、住民基本台帳カードを無料交付することとし、高齢運転者による交通事故を未然に防ぎ、安全で安心なまちづくりを進めます。

(目標指標:職員の対応に関する満足度については、92%台を目指します。)

##### ■ 達成状況 ■

窓口サービスの向上を目指し、市民部各課で

の接客研修や専門研修を実施しました。また、コンビニ交付による証明書の種類を拡大するとともに、全ての自動交付機で住基カードでの利用をできるようにし、利便性の向上を図りました。市民満足度については、調査の結果、当初の目標を大きく上回る96.9%となり、平成22年度に引き続き高い水準を維持しました。

##### 2 市税収入の把握と収納率の向上

(市民税課、資産税課、納税課)

厳しい経済状況の中で市財政の健全性を維持するため、市歳入の根幹である市税収入を的確に把握するとともに、収納率の一層の向上を図り、市税収入の積極的な確保に努めます。

(目標指標:市税収入の把握について精度を高めるとともに、市税収入の一層の確保に努め、予算達成率100%を目標とします。また、現年課税分の市税収納率については、98.4%を目指します。)

\* 予算達成率 = (決算収入額 ÷ 予算現額) × 100

### ■ 達成状況 ■

市税収入額(現年課税分)については、法人市民税、固定資産税、市たばこ税の増により、当初予算と比較して6億 6,514 万円の増となりました。また、収納率は94.7%となり、平成22年度収納率94.5%を0.2%上回った結果、予算達成率は100.6%となりました。この収納率の向上を図るため、①納税推進センターによる電話催告、②未折衝案件の訪問強化を行う一方、③納税者の経済状況に配慮しながら丁寧な納税相談に努めました。さらに、④督促状に納付書機能を追加することにより、より納付しやすい環境づくりを推進するとともに、⑤国保システムと市税収納システムの連携強化を図りました。

### 3 国民健康保険財政の健全化と収納率の向上 (保険課)

国民健康保険の健全運営を目指し、保険税の収納率の向上を図ります。あわせて、「ジェネリック医薬品希望カード」の利用を促進し、医療費の適正な支出を図ることにより、一般会計からの繰入金削減に努めます。

また、今年度は国民健康保険税の課税限度額が5万円引き上げられることとなりますが、国の動向を見極めて、保険税負担のあり方についてさらに検討します。

(目標指標:現年課税分の国民健康保険税収納率については、91.5%を目指します。)

\* 収納率 = (収入額 ÷ 課税額) × 100

### ■ 達成状況 ■

国民健康保険財政の健全化を図るため、国民健康保険税について平成23年度は課税限度額の引き上げを行うとともに、保険税負担のあり方を検討し平成24年度において課税限度額及び均等割額の引上げを決定しました。

ジェネリック医薬品の利用促進のため、「ジェネリック医薬品希望カード」を保険証更新時に全世帯に配布するとともに、国民健康保険中央会の新システムを利用し「ジェネリック医薬品差額通知」を送付しました。

現年課税分の収納については、電話等での催

告の早期着手などを通じ、滞納者との接触の機会を多く持つことにより、収納率は92.2%と、目標の収納率を上回りました。

### 4 市政窓口の委託化及びあり方の検討

(市民課)〈「施政方針」掲載事業〉

三鷹駅前市政窓口に続き、三鷹台市政窓口の委託化に取り組み、市民サービスの質を確保しながら効率的な市政窓口の運営を図ります。さらに、その他の市政窓口の委託化の課題について検証を行い、さらなる拡大について検討するとともに、今後の市政窓口のあり方についても検討します。(目標指標:民間委託の拡大の検討、市政窓口のあり方についての検討を行います。)

### ■ 達成状況 ■

三鷹台市政窓口の民間委託化を平成23年4月から実施しました。市政窓口の今後のあり方については、平成23年12月に「市政窓口のあり方検討方針」を策定しました。これに基づいて市政窓口の利用状況や需要を調査し、調査報告書を取りまとめました。

平成24年度については、東部市政窓口の民間委託化を実施するとともに、市政窓口の今後のあり方の検討については、「市政窓口のあり方検討方針」に基づき、市民アンケートの結果などを踏まえ、全庁的なプロジェクト・チームにより多角的に行います。

### 5 市債権管理の適正化と効率的な収納体制の検討 (納税課)

市が有する市税、国民健康保険税、保育料等の債権について、債権管理の基準を整備するなど債権管理の適正化を図るとともに、未収金の効率的・効果的な徴収方法及び徴収体制を図るための調査・検討を行います。

(目標指標:債権管理基準の策定の検討、徴収体制等の検討を行います。)

### ■ 達成状況 ■

6回にわたるプロジェクト・チームにおける検討会議を開催し、報告書作成に向け協議を重ねました。また、ワーキング・チームは延べ10回の検



討会議を開催し、各種の調査から最終報告書のまとめ作業まで全般にわたり活動しました。その結果1月に理事者に事前報告をして全庁的に報告書の周知を図ることができました。

平成 24 年度の対応として、市税・国保税・後期高齢保険料を一体的に対応する方向で、担当部署との協議、検討を進めます。

## 6 外国人住民の住民基本台帳への移行準備（市民課）

住民基本台帳法の一部改正により、外国人住民の利便の向上及び行政の合理化を図るため、平成 24 年 7 月から外国人住民の住民基本台帳への移行が実施されることになりました。平成 23 年度は、既存住基システムの改修について庁内の連携をとりながら移行の準備を進めます。また、平成 24 年 3 月（予定）に外国人住民の方に仮住民票を送付するために確認作業を行います。あわせて、外国人住民の方の住民異動届、証明書の交付手続き等が大幅に変更されることから、外国人住民の方への周知徹底を図ります。

（目標指標：外国人住民の住民基本台帳への移行準備を進めます。）

### ■ 達成状況 ■

改正住民基本台帳法の施行日は平成 24 年 7 月 9 日、仮住民票の基準日が平成 24 年 5 月 7 日に決定されました。平成 23 年度は、既存住基システムの改修について庁内の連携をとりながら移行の準備を進めました。仮住民票の送付が平成 24 年度になったため、引き続き確認作業を進めました。また、外国人住民の方への周知については、外国語版広報、広報みたか、市ホームページなどでの周知を図りました。

## 7 後期高齢者医療制度の運営

（保険課）

平成 20 年 4 月に創設された「後期高齢者医療制度」は 3 年が経過しました。保険料の徴収や申請の受付等の市が行う事務については、対象が高齢者であることを念頭に置き、きめ細かく、丁寧で分かりやすい対応に努めます。また、今後の制

度の見直し等、国の方針や動向を注視します。

（目標指標：適正な制度運営を実施します。）

### ■ 達成状況 ■

平成 20 年 4 月に創設され開始 4 年目となる本制度は、制度として定着してきており、円滑に運営することができました。

新たに 75 歳となり本制度に加入する被保険者については、保険証の送付時に制度の詳細を説明するパンフレットとともに、保険料の口座振替の申込用紙を同封しました。その結果、口座振替の利用者を増やし、99%を超える高い保険料の収納率を維持することができました。

## 8 特定健康診査・特定保健指導の着実な事業推進（保険課）

高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて策定した特定健康診査等実施計画を推進します。特定健康診査・特定保健指導を円滑に実施するとともに実施率等向上を目指します。

（目標指標：特定健康診査の実施率 58%、特定保健指導の実施率 39%を目指します。）

### ■ 達成状況 ■

特定健康診査事業の推進については、過去の受診傾向に応じた勧奨通知の個別発送、関係機関における受診勧奨ポスターの掲示、イベント時における勧奨案内の配布などを実施しました。その結果、特定健康診査の実施率は、目標値の達成は難しい状況ですが、受診者数の増加により昨年度以前の実績を上回り、過去最高の実施率（平成 24 年 3 月現在速報値 50.2%）となる見込みです（平成 24 年 11 月確定予定）。

特定保健指導は、平成 22 年度から実施方法を変更し、初回支援後の継続支援を民間事業者に委託したことなどにより、平成 22 年度の特定保健指導の実施率は 49.4%（確定値）で、都内でも一番高い結果となり、目標値を大きく上回りました。平成 23 年度においても、引き続き高い実施率となる見込みです。

# 生活環境部の 「運営方針と目標」の達成状況

生活環境部長  
生活環境部調整担当部長

高畑 智一  
竹内 富士夫

コミュニティ文化課

環境政策課

ごみ対策課

生活経済課

安全安心課

## ■ 1 ■ 部の使命・目標に関する認識

### 部の使命・目標

- 生活環境・住環境を守り、地域の特性を生かした快適なコミュニティの形成や、NPO等市民活動を支援するとともに、芸術文化の振興や安全安心のまちづくりなど、高環境のまちづくりを市民と協働で進めます。
- 商業・工業・農業等の特性にあわせた振興策を展開し、産業の活性化を図ります。
- また、消費者・勤労者としての市民を支援し要望に応えられる施策の推進を図ります。

### 各課の役割

生活環境部は、コミュニティ文化課、環境政策課、ごみ対策課、生活経済課、安全安心課の5課で構成され、①市民活動の支援、芸術文化の振興、②環境保全・公害防止の施策の推進、③環境にやさしいごみ処理・リサイクルの推進、④産業の振興、消費者への支援及び雇用の確保等の推進、⑤安全で安心なまちづくりの推進をする部門からなり、各種事業を通じて、幅広い市民生活のニーズに対応する役割を担っています。

## ■ 2 ■ 部の経営資源（平成 23 年 4 月 1 日 現在）

### ①職員数

#### ■職員数

生活環境部職員 51 人

#### ■職員比率(正規職員)

生活環境部 51 人 / 市職員 1,040 人

→ 職員比率 約 4.9 %

### ②予算規模

#### ■予算規模

平成23年度生活環境部予算額

一般会計 5,353,148,000 円

#### 実施方針

##### ●協働型まちづくりの推進とコミュニティ創生及び芸術文化の推進

コミュニティを基調とした防災・環境保全などのあらゆる分野の市民活動を支援し、その拠点となるコミュニティ・センター及び市民協働センターの運営を通して、市民との協働を一層推進するとともに、これまでのコミュニティ再生の取り組みを基礎として、地域の多様な課題を新たな共助や協働によって解決するあり方を目指すコミュニティ創生の取り組みを進めます。

また、芸術文化の振興を目標に「文化の薫り高い三鷹」を目指し、まち全体が活性化する協働型まちづくり・芸術文化のまちづくりを推進していきます。

##### ●環境保全の推進

環境問題は市民生活のなかで複雑、多様化しています。市民の快適な環境を保全するための公害対策に加えて、地球温暖化防止など地球環境問題に対する足元からの行動として、省エネルギー対策事業や、クリーンな新エネルギーの有効利用に積極的に取り組みます。さらに、サステナブル都市に関する総合的な調査・研究を行います。

また、環境安全都市の実現に向けて、環境マネジメントシステム(ISO14001、簡易版)の運用を進めるとともに、学校版EMSの運用を始めます。

##### ●ごみ減量・資源化と環境にやさしいごみ処理・リサイクルの推進

市民・事業者と協働して、ごみ質の変化等に対応した適切なごみの減量・資源化を推進します。また、リデュース(ごみの発生抑制)、リユース(資源の再使用)、リサイクル(再資源

化)の推進、ごみの適正処理の確保など、資源循環型社会の形成に向けて、高環境のまちづくりに努めます。

##### ●産業振興と生活者支援

昨今の厳しい景気動向や東日本大震災の景気への影響等を考慮し、セーフティーネット保証制度や東日本大震災復興緊急保証制度の認定事務を適正に実施するとともに、市民へのセーフティーネット施策の強化として、緊急不況対策・緊急雇用創出事業の継続実施など、雇用確保や就労支援に努めます。消費者行政の充実に向けた取り組みを関係団体等と連携・協力しながら積極的に進めます。

また、産業と生活が共生する都市の創造に向けて、市民・事業者・関係団体と協働で価値創造都市型産業及び都市型農業の振興を図るとともに、観光まちづくりを推進します。

##### ●安全安心のまちづくりの推進

市民の安全と安心を確保するため、「安全安心・市民協働パトロール」の拡充を進め、安全安心パトロール車によるパトロールの強化を図るなど、総合的な安全安心体制を充実させることにより、安全安心のまちづくりを市民・事業者・警察等関係機関と協働で推進します。

## 個別事業とその目標

(個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

### 1 コミュニティ創生のあり方に関する研究 (コミュニティ文化課)〈「施政方針」掲載事業〉

「コミュニティ創生検討プロジェクト・チーム(仮称)」を設置し、中堅・若手職員で構成したワーキング・チームによって、住民協議会、町会・自治会、商工会(若手経営者)、JA、PTAのほか、各種市民活動組織・団体(福祉、環境、まちづくり)を対象にヒアリング調査及び交流会を行います。その後、まちづくり総合研究所に調査・研究を委託し、「コミュニティ創生研究会(仮称)」を設置します。研究会メンバーは、学識経験者、市職員によって構成します。研究会では、プロジェクト・チームでまとめた課題・方向性について、学識者の助言を交えながら、コミュニティ創生の取り組みの方向性について、提言を取りまとめます。

また、研究にあたっては、地域ケアネットワーク事業などを展開している健康福祉部と連携を図り、共同で取り組みます。

(目標指標:ヒアリング調査対象市民団体等は30団体、そのヒアリングに関する調査報告書、研究会が取りまとめる提言書を作成します。)

#### ■ 達成状況 ■

ワーキング・チームによる市民活動団体との意見交換会・懇談会は、84団体を対象に全14回、延べ256人の参加を得て実施し、地域の課題や提案などを盛り込んだ報告書を作成し、研究会に検討素材として提供しました。

平成23年10月には三鷹まちづくり総合研究所に「コミュニティ創生研究会」を設置しました。学識経験者4人と、事業を展開している健康福祉部、教育委員会、生活環境部職員などを研究員として、現状と課題、展望などについて意見交換と議論を4回重ね、今後の目指すべき方向性などをとりまとめ、研究

会座長から市長に報告書が提出されました。

### 2 地域自治組織の活性化支援 (コミュニティ文化課)〈「施政方針」掲載事業〉

地域自治組織から好事例となる事業を公募し、学識経験者等で組織する選考委員会の選考を経て助成対象事業を選定します。選定した事業については、助成金の交付に加え、広報紙等を通じて公表・顕彰し、冊子として取りまとめます。また、これらの好事例の発表会を兼ねた地域自治組織全体の懇談会・交流会を開催し、組織同士の情報交流・他の組織への事業普及等により、地域の活性化を図ります。

さらに、従来のがんばる地域応援プロジェクトの助成対象事業に、新たに災害時要援護者支援事業との連携による事業を加えた取り組みを進めます。

(目標指標:応募件数11件、選定・公表件数11件、そのうち地域自治組織とNPO等市民活動団体との連携、協働事業は応募数4件、発表会・交流会参加人数90人を目指し、PRのための冊子を1,000部作成します。)

#### ■ 達成状況 ■

応募、採択件数は過去最多の15件(そのうち連携・協働事業は3件)となりました。発表会・交流会には74人が参加し、活動内容等をPRするための冊子を1,000部作成しました。

本事業は、町会・自治会の継続的な活性化や、事例の共有による他団体の活動の活性化に向けた誘発効果など、着実に成果を上げています。

とくに、防災活動の取り組みが増えていることから、災害時要援護者支援事業との連携については、次年度から本格実施できるよう準備を進めました。

### 3 緊急不況対策・緊急雇用創出事業の充実(生活経済課)

〈「施政方針」掲載事業〉

長引く景気低迷や東日本大震災の景気への影響を考慮し、中小企業等融資事業などの充実を図り、市内中小企業者の経営を支援します。また、国の交付金を基に東京都が創設した、ふるさと雇用再生特別基金及び緊急雇用創出事業臨時特例基金(以下「国・緊急雇用補助金」という。)や国の雇用関連事業の活用及び関係機関との連携による労働行政の充実等を通じて、市民の就労を支援します。

(目標指標:市の中小企業等融資事業の活用事業所数 400 社、ふるさと雇用再生特別基金及び緊急雇用創出事業臨時特例基金による新規雇用人数 218 人、就職面接会による就職者数 40 人、就職支援セミナー等参加者数 500 人を目指します。)

#### ■ 達成状況 ■

事業融資は、年間のあっせん件数 329 件、実行件数 298 件で、一昨年、昨年度と比べて、件数が減少し、やや落ち着いた感があります。しかし、東日本大震災や円高の影響等による景気低迷も懸念されることから、今後も引き続き、事業の周知に努めるとともに、状況を注視していく必要があります。

緊急雇用については、庁内の各部署と連携し、補正予算も組みながら実施した結果、257人の新規雇用を生み出し、目標を達成しました。

就職支援セミナーでは、協力機関の事情により、実施回数が減少したこともあり、参加人数 477 人、また就職面接会の就職者数は 27 人と、いずれも目標に達しませんでした。

### 4 都市型農業の支援と農業振興計画 2022(仮称)の策定(生活経済課)

〈「施政方針」掲載事業〉

減少している農地や都市農業の重要性について市民の理解を深めるため、農業関係団体と協働で、「農業祭」及び「都市農業を育てる市民

のつどい」を開催します。また、農業経営の改善に意欲ある農業者を支援する「認定農業者制度」の普及促進、「援農ボランティア」などの担い手の育成を実施し、農業振興の推進を図ります。

農業振興計画 2022(仮称)は、外かく環状道路計画の進捗や貴重な地域資源である農地の活用・保全を図るための都市農地保全条例(仮称)の制定、新たな制度の創設などを視野に入れ、関係機関と協議しながら策定します。

(目標指標:都市農業を育てる市民のつどい参加者 80 名、農業祭出品数 3,000 点、認定農業者認定数 15 経営体、援農ボランティア認定者 10 名を目指します。農業振興計画 2022(仮称)を策定します。)

#### ■ 達成状況 ■

農業振興計画 2022 は、関係機関等との協議を行うとともに、パブリックコメントの実施を経て平成 24 年3月に策定しました。

都市農業を育てる市民のつどいには、27 世帯 76 名が参加し、ほぼ目標を達成しました。

第 51 回農業祭は、出品数は、2,735 点で目標値をやや下回ったものの、商工会との連携強化を図り農商工の連携のつながりを高めることができました。

また、平成 23 年度の新たな認定農業者数は、2経営体・5名、援農ボランティア認定者は、6名といずれも目標を達成することはできませんでしたが、平成 23 年度末現在の認定農業者数は 57 経営体・85 名、援農ボランティア認定者の総数は 150 名となりました。

### 5 産業振興計画 2022(仮称)の策定(生活経済課) 〈「施政方針」掲載事業〉

社会経済情勢の変化に伴い新たに明らかとなった課題に対応するため、産業振興計画 2022(仮称)を策定します。策定にあたっては、商工振興対策審議会から示された「新たな三鷹市産業振興計画策定に係る提言」を踏まえ、産業立地の支援、買物環境の整備、経営支援の強化などを重点施策とし、審議会での審議、市

内関係団体との意見交換、パブリックコメントなどを行い、多方面からの意見を集約し、計画へ反映します。

(目標指数:審議会での審議、関係団体との意見交換、パブリックコメントなどを経て、産業振興計画 2022(仮称)を策定します。)

## ■ 達成状況 ■

産業振興計画 2022 については、9月に骨格案、12月に素案を策定した後、平成 24 年3月に確定しました。

策定にあたっては、商工振興対策審議会における審議、三鷹商工会などの関係団体との意見交換、パブリックコメント等を実施しました。

今後は、産業振興計画 2022 の推進を図るとともに、市内への企業誘致や、買物環境の整備等を進めます。

## 6 買物環境の整備(商店会の維持・振興及びむらさき商品券事業)

(生活経済課)〈「施政方針」掲載事業〉

三鷹市商店街の活性化及び商店街を中心としたまちづくりの推進に関する条例に基づき、買物支援と商店街の賑わいづくりモデル事業を実施します。また、商店会連合会と商工会が実施する市内共通商品券事業への支援を行い、賑わいと交流の場の創出、商店会の組織強化、さらには消費者の利便性の向上を図ることで商店街の活性化を推進します。

(目標指標:モデル事業の実施を通して、継続可能な事業の仕組みを検討します。市内共通商品券事業への大型店・チェーン店を含む多様な事業者の参加及び地域の商店会・商店会連合会・商工会の会員増加を目指します。)

## ■ 達成状況 ■

市、商工会、商店会連合会、東京むさし農業協同組合三鷹支店、三鷹ネットワーク大学推進機構、みたか都市観光協会、(株)まちづくり三鷹からなる買物支援事業本部を設置し、公募により選出したモデル地区(駅前地区、連雀地区、三鷹台地区)において、各々の地区特性に合わせて行われた買物環境整備策を支援しました。

今後も消費者の利便性向上のため、さらなる事業の推進を図ります。

市内共通商品券事業については、発行総額 2億2千万円で実施しました。参加店舗数は 735 店舗と平成 22 年度より 10 店舗増加するとともに、この事業を契機として、新たに 60 店舗が商工会に加入しました。また、使用率は 99.83%となり、ほぼ全ての商品券が使用されました。

## 7 都市型産業誘致事業の推進

(生活経済課)〈「施政方針」掲載事業〉

平成 22 年 10 月に施行された三鷹市都市型産業誘致条例に基づき、市内への優良企業の立地を促進し、地域経済の活性化や雇用の創出を図ります。あわせて、条例適用外の SOHO 事業者等についての立地支援策等についても検討します。

また、金融機関、不動産事業者などを中心とした、誘致のためのネットワークづくりを検討します。

(目標指標:指定企業及び指定誘致協働事業者の指定を各2件目指します。)

## ■ 達成状況 ■

指定企業及び指定誘致協働事業者の指定については、東日本大震災や円高の影響等による企業の設備投資意欲の低下などの問題から、企業側からの問い合わせや相談等はあったものの、指定に至る案件はなく、目標に達しませんでした。

今後は、国の緊急雇用補助金を活用して行った「企業進出意向調査」の結果を踏まえ、企業への積極的なアプローチを進めていくとともに、金融機関、不動産事業者とのネットワークづくりを推進し、企業の進出を促進します。

## 8 環境基本計画 2022(仮称)の策定と

「サステナブル都市三鷹」の研究・推進

(環境政策課)〈「施政方針」掲載事業〉

三鷹市が目指す環境像である「循環・共生・協働のまち みたか」の実現に向けて、新たな環

環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画 2022(仮称)を策定します。計画は、三鷹まちづくり総合研究所における「サステナブル都市三鷹」の研究報告及び市民、団体、事業者と市が協働で推進してきたこれまでの取り組みを踏まえ、パブリックコメントの実施や環境保全審議会、みたか環境活動推進会議から意見を求めるなど、市民参加を図りながら策定します。

(目標指標:「サステナブル都市三鷹」の研究報告を取りまとめます。環境基本計画 2022(仮称)を策定します。)

### ■ 達成状況 ■

三鷹まちづくり総合研究所に「サステナブル都市三鷹研究会」を平成 23 年6月に設置し、研究会で検討した課題等についての報告書が 12 月に座長から市長に提出されました。

環境基本計画 2022 については、9月に骨格案、12月に素案を策定した後、平成 24 年3月に策定しました。

骨格案及び素案の策定時には、環境保全審議会やみたか環境活動推進会議から意見を求めたほか、パブリックコメントの実施、「サステナブル都市三鷹研究会」の報告書の内容を踏まえるなど、幅広く市民の意見を反映した計画を策定しました。

## 9 ごみ処理総合計画 2015 の改定及び 家庭系ごみの減量・資源化の推進

(ごみ対策課) <「施政方針」掲載事業>

さらなるごみの減量・資源化に向けて、家庭系ごみの有料化実施後のごみ量の検証を行い、広報等で公開するとともに、引き続きパトロールによるごみの出し方指導や市民・事業者との協働によるキャンペーン等の啓発活動を実施し、一層のごみ減量・資源化を進めます。ごみの減量・資源化の取り組みを推進するため、ごみ処理の現状、減量・分別の方法やリサイクルの流れ等を分かりやすく広報・ホームページへ掲載し、情報の提供に努めます。

ごみ処理総合計画 2015 の改定に向けた助

言者会議の提言に基づき、パブリックコメントなど幅広く市民の意見を反映させ、調整を行った上で素案を策定し、ごみ処理総合計画 2015 を改定します。

(目標指標:市民参加により、引き続きごみ減量キャンペーン等を4回実施します。また、ごみ減量・資源化に関するごみ処理情報を公開するとともに、可燃ごみと不燃ごみの合計で平成 22 年度比1%減量を目指します。ごみ処理総合計画 2015 を改定します。)

### ■ 達成状況 ■

市民や事業者との協働によるごみ減量やマイバッグなど各種キャンペーンを前年に引き続き実施しました。また、ごみの出し方指導や巡回パトロールを継続して実施するとともに、ごみ減量・資源化に関する情報を広報及びホームページで公開し、積極的に啓発活動に取り組みました。

平成 23 年度のごみ量については、家庭系ごみ有料化実施後2年が経過しましたが、市民の皆様に分別やごみ減量に対する意識が定着してきた結果、可燃ごみは前年度比212トンの増、不燃ごみは前年度比 210 トンの増、合わせて422トン(1.4%)の微増にとどまりました。

ごみ処理総合計画 2015(改定)については、平成 23 年 12 月に素案を策定し、助言者会議の助言やパブリックコメントで寄せられた意見を反映したうえで平成 24 年3月に確定しました。

## 10 地球温暖化対策実行計画(第3期)の 策定(環境政策課)

<「施政方針」掲載事業>

地球温暖化対策実行計画(第2期)は、平成 23 年度で計画期間が満了となるため、これまでの市の事務・事業からの温室効果ガス削減の取り組みを踏まえ、新たに市内全域を対象とする区域施策を加えた地球温暖化対策実行計画(第3期)を策定します。

策定にあたっては、環境保全審議会、みたか環境活動推進会議での審議やパブリックコメントを実施し、市民、事業者等の意見を反映させま



す。

また、平成 22 年度の温室効果ガスの実績を公表します。

(目標指標:地球温暖化対策実行計画(第3期)を策定します。)

### ■ 達成状況 ■

地球温暖化対策実行計画(第3期計画)については、市の事務・事業を対象とした事務事業編に、新たに市内全域を対象とする区域施策編を加え、平成 23 年 12 月に素案を策定した後、平成 24 年3月に確定しました。

素案の策定時には、環境保全審議会で審議するとともに、パブリックコメントを実施しました。

また、第2期計画に基づく平成 22 年度の市の事務及び事業からの温室効果ガスの排出量は、平成 17 年度比 9.6%削減となり、当初目標の 5.9%削減を大きく上回ることができました。

## 11 市民協働センターの運営のあり方に関する検討(コミュニティ文化課)

市民活動を支援するとともに、新しい協働のあり方を考え、協働によるまちづくりを推進する市民協働センターについて、協働ネットワークの拠点としての機能を強化・拡充していくため、現状と課題を分析し、条例等の改正も視野に入れながら、運営のあり方について検討します。

検討にあたっては、市とセンターの指定管理者間における連絡調整会議を開催するとともに、第三者で構成する評価委員によるセンターの管理・運営に関する評価・検証を行い、利用者等のニーズ調査を実施します。

(目標指標:条例等の改正を視野に入れ、連絡調整会議及び評価委員会を開催するとともに、利用者等のニーズ調査を実施します。)

### ■ 達成状況 ■

市及び指定管理者間における連絡調整会議を開催し、市民協働センターの運営のあり方について検討しました。

第三者による評価については、評価委員会に代えて、専門助言者による評価・検証を行いま

た。

また、市民協働センターの運営のあり方を検討する中で、条例の一部改正にも取り組むこととし、パブリックコメントを実施したほか、利用者懇談会を3回にわたって開催し、市民や利用者の声やニーズの聴取を行いました。

条例の一部改正案については、市議会平成 24 年第1回定例会において可決され、今後の市民協働センターのより適正な管理・運営実施に向けた環境整備ができました。

## 12 公会堂の整備及び公会堂別館建替え事業の推進(コミュニティ文化課)

〈「施政方針」掲載事業〉

公会堂の耐震補強及びバリアフリー化と内装等のリニューアル並びに公会堂別館の建替え事業は、本年度着工に向け実施設計を6月目途に完了させ、施設機能の拡充及び施設利用者の利便性向上を図ります。バリアフリー化については、公会堂別館のエレベータを利用し、公会堂ホワイエにアクセス可能とするほか、公会堂正面玄関階段の一部にエスカレータを設置するための地盤調査等を行います。

(目標指標:平成 22 年 12 月に取得した評定に基づく実施設計を完了させ、12 月を目途に公会堂の耐震改修工事、内装等のリニューアル及び別館の建替え工事に着手します。)

### ■ 達成状況 ■

公会堂の耐震補強工事等及び公会堂別館の建替え工事は、実施設計を6月に完了させ、予定どおり 12 月に着工しました。

公会堂は内部の解体をほぼ完了し、外壁の改修工事にも着手しました。公会堂別館は解体を完了し、建替えに向け順調に進捗しています。

公会堂正面玄関に設置予定のエスカレータについても、地盤調査を完了し、エスカレータを設置する地盤の耐力があることを確認しました。今後は、エスカレータ設置のための設計を行い、平成 24 年度内の完成を目指します。



### 13 安全安心まちづくり事業の普及拡大 (安全安心課) <「施政方針」掲載事業>

安全安心の取り組みの成果は、刑法犯罪発生件数の減少として表れてきています。引き続き生活安全推進協議会での協議を進め、さらなる事業の展開を図るため、今まで取り組んできた安全安心・市民協働パトロールをさらに拡充します。安全安心パトロール車の貸し出しの拡大に取り組むとともに、子どもの安全対策として親子による地域安全マップづくりや、安全安心メールの普及を図ります。

また、犯罪の抑止と地域の防犯力向上を目的に、東京都の「地域における見守り活動支援事業」の補助制度を活用し、地域団体が連携して実施する防犯設備設置事業を支援します。また、市内に点在する落書きの消去活動を、地域市民・警察・東京都等関係機関と協働で取り組み、安全安心のまちづくりを推進します。

(目標指標:安全安心・市民協働パトロール員数 2,400 人、安全安心メール登録者数 18,000 人、落書き消去活動の実施、犯罪発生件数3%減を目指します。)

#### ■ 達成状況 ■

犯罪発生件数は年々減少し、平成 23 年の発生件数は 1,733 件(前年比 1.9%減)となり、平成 17 年から6年連続で前年を下回りました。

「安全安心・市民協働パトロール」は現在、町会・自治会等 47 団体 1,521 人、事業所等 26 団体(283 事業所)、ボディパネル装着車は 868 台、安全安心メール登録者は 17,811 人まで拡大しました。

また、子どもの安全対策として、子ども自身の防犯能力の向上を目的とした「夏休み親子でつくる地域安全マップづくり講習会」を開催しました。

さらに、安全安心の取り組みとして、東京都が実施する「地域における見守り活動支援事業」の補助金を活用し、下連雀一丁目地区に4か所 9台の防犯カメラを設置しました。また、地域市民や団体及び三鷹警察署等との協働により、市

内に点在する落書き消去活動を3地域で実施しました。

# 健康福祉部の 「運営方針と目標」の達成状況

健康福祉部長  
健康福祉部調整担当部長  
健康福祉部地域ケア担当部長

城所 吉次  
高階 豊彦  
木住野 一信

地域福祉課

高齢者支援課

生活福祉課

健康推進課

北野ハピネスセンター

## ■ 1 ■ 部の使命・目標に関する認識

### 部の使命・目標

●三鷹市に暮らす市民の方々が、地域社会の中で生活の安心・安定が感じられ、希望と生きがいを持って暮らすことができるよう保健・医療・福祉施策などが充実したまちづくりを目指します。そのために、市民・事業者・関係機関等と協働し、平成23年度施政方針に基づき健康福祉施策を推進します。具体的には、現在策定中の第4次基本計画、健康福祉総合計画2022(仮称)と調整を図りつつ、第四期介護保険事業計画に基づく介護保険事業の適切な運営や、第2期障がい福祉計画に基づく障がい者施策の一層の推進に取り組むとともに、市民の健康づくりと介護予防事業、保健事業の推進、さらには生活保護法等に基づく適切な制度運営を図ります。

### 各課の役割

健康福祉部は、地域福祉課、高齢者支援課、生活福祉課、健康推進課の4課と北野ハピネスセンターから構成されています。具体的には、高齢者や障がい者、社会的援護を必要とする市民などを対象とした社会福祉に関すること、生活保護法に基づく援護等の生活福祉に関すること、健康づくりと保健事業、介護保険に関することなどを担当しています。北野ハピネスセンターは、心身障がい者(児)の社会的な自立等を目指して相談・療育・訓練などを行っています。

## ■ 2 ■ 部の経営資源(平成23年4月1日現在)

### ①職員数

#### ■職員数

健康福祉部職員 130人

#### ■職員比率(正規職員)

健康福祉部 130人 / 市職員 1,040人  
→ 職員比率 約 12.5%

### ②予算規模

#### ■予算規模

平成23年度健康福祉部予算額

一般会計 14,162,102,000円

そのうち特別会計への繰出金を除く事業費

一般会計 12,861,120,000円

介護サービス事業特別会計 948,368,000円

介護保険事業特別会計 10,351,551,000円

#### 実施方針

##### ●各個別計画に基づく福祉・保健施策の総合的な推進

市民・市民活動団体・事業者等と行政の協働で、現在策定中の健康福祉総合計画 2022(仮称)と調整を図りつつ、第四期介護保険事業計画、第2期障がい福祉計画等を推進し、お互いに支え合う地域社会の構築、そしてライフステージの様々な場面での困難に対応できる保健・医療・福祉の充実したセーフティーネットの構築を図り、高齢者や障がい者などが地域で安心して心安らかに生活できる環境とサービスを整備します。

また、すべての市民が互いの人権を認め尊重しあう、地域風土と地域社会の形成にも努めます。

本年度は、健康福祉総合計画 2022(仮称)を始め、第五期介護保険事業計画、第3期障がい福祉計画の策定に取り組みます。

##### ●住民、関係団体等との協働に基づく地域ケアの推進とコミュニティ創生

住み慣れた地域でできるだけ長く安心していきいきと暮らすことができるよう、サポートが必要な高齢者・障がい者等を支える地域ケアネットワーク事業の一層の拡充に努め、「コミュニティ創生」を進めます。

本年度は、「井の頭」、「新川中原」、「にしみたか」の各地域ケアネットワークについて、居場所づくり事業や見守り・支援の仕組みづくり等の活動への支援を引き続き行うとともに、昨年度末に設立した地域ケアネットワーク・東部の具体的な事業の検討と展開を図ります。

また、残る3地区においても、新たなネットワークの設立に向けて取り組みを進めます。

このほか、引き続き傾聴ボランティアの養成・活動支援や認知症サポーター、地域福祉ファシリテーターの養成など地域福祉を担う人財の育

成を進めていきます。

##### ●健康づくり・介護予防事業の充実、各種検診及び予防接種事業等の拡充

高齢者が今暮らしている地域で、いつまでも元気で健康な生活を営めるよう、生活機能の低下を防止するための総合的で効果的な介護予防事業の推進や健康寿命の延伸と地域からの健康づくりを目指す健康増進事業を、特定健診・保健指導事業との連携を強化する中で、一層の充実を図ります。

このほか、妊婦健康診査の公費負担の拡充や女性特有のがん検診の推進など各種がん検診の拡充を行うとともに、東京都の臨時特例基金を活用して、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業を実施します。

##### ●障がい児・者福祉施策の充実

障がい者施策については、「だれもが地域社会の中で個性を生かしつつ社会の構成員として自立して生活できる」ようにするための環境の形成・整備を目標とする、多様な障がい者自立支援諸施策の拡大・充実を進めるとともに、その一環として、民間法人が行う施設整備への支援を引き続き行います。

北野ハピネスセンターについては、「北野ハピネスセンター事業の検証と今後のあり方について」(報告書)を踏まえ、障がい児の相談・療育の中央センターとしての機能の充実を図り、小集団療法や障がい児一時保育の実施など障がい児支援を継続して実施します。また、成人部門についても、サービスの充実に努めます。

##### ●セーフティーネット支援施策の充実等

高齢者、障がい者、生活困窮者等がライフステージの様々な場面で直面する障壁や困難に対して、制度的な支援施策を踏まえたセーフティーネットの構築を図ります。

扶助費に関し、本年度は体制の強化を行い、就労や就業などで困難を抱えている被保護世帯に対し、就労支援の拡充に努めるとともに、生活保護費の一層の適正化を進めます。

## 個別事業とその目標

(個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

### 1 コミュニティ創生のあり方に関する研究 (地域福祉課)〈「施政方針」掲載事業〉

少子長寿社会が進展する中で、現在取り組みを進めている、住民同士の「支え合い」による新たな「共助」と協働によって地域課題を解決していく「地域ケアネットワーク事業」と、町会・自治会等との協働による「災害時要援護者支援モデル事業」を踏まえ、生活環境部と共同して「コミュニティ創生検討プロジェクト・チーム(仮称)」や「コミュニティ創生研究会(仮称)」において「コミュニティ創生」のあり方に関する研究に取り組みます。

(目標指標:「地域ケアネットワーク事業」と「災害時要援護者支援モデル事業」を踏まえ、生活環境部と共同して「コミュニティ創生検討プロジェクト・チーム(仮称)」や「コミュニティ創生研究会(仮称)」において「コミュニティ創生」のあり方に関する研究に取り組みます。)

#### ■ 達成状況 ■

コミュニティ創生事業の一環として「地域ケアネットワーク事業」と「災害時要援護者支援事業」を推進する一方、生活環境部と庁内検討組織として「コミュニティ創生検討プロジェクト・チーム」を立ち上げるとともに、三鷹まちづくり総合研究所に「コミュニティ創生研究会」を設置し、「コミュニティ創生」のあり方に関する研究に取り組みました。その中で多くの市民団体との意見交換会や学識経験者を交えた研究会に参加し、コミュニティ創生の方向性について検討を重ね、研究会の座長から市長へ報告書が提出されました。

新たな共助の仕組みづくりであるコミュニティ創生については、研究会の報告書をもとに、「地

また、災害時要援護者支援事業に取り組み、安全安心の地域生活環境の充実に努めるとともに、市民後見人の養成や報酬の一部助成等成年後見制度の利用促進に努めます。

域ケアネットワーク事業」と「災害時要援護者支援事業」のさらなる推進に向けて取り組んでいきます。

### 2 地域ケア推進事業の拡充 (地域福祉課)〈「施政方針」掲載事業〉

誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる共助のまちづくりを目指し、地域ケアネットワークのさらなる拡充と充実を図ります。具体的には、既に地域ケアネットワークが設立されている井の頭、新川・中原、西部地区においては、地域の事情にあわせて展開・検討されている地域サロン活動などの居場所づくり事業、見守り・支え合いの仕組みづくり等の活動への支援を引き続き行います。また、平成23年3月に設立した東部地区においては具体的な事業内容の検討など本格的な事業展開に向けて支援を行います。さらに、新たな地区での地域ケアネットワーク設立に向けて取り組みます。

福祉人財の養成とその活動支援については、傾聴ボランティア養成講座の開催によるボランティアの拡充や、地域における認知症サポーター養成講座の開催について認知症キャラバンメイトへの活動支援を継続します。また、本年度もルーテル学院大学等と協働して地域福祉ファシリテーター養成講座を開催するなど地域での福祉人財の育成を図ります。あわせて、職員研修の一環として、市職員を対象とした認知症サポーター養成講座の実施について総務部と連携して取り組みます。

(目標指標:(1)地域ケアネットワークについては、①井の頭、新川中原、西部地区では事業の継続実施のための活動支援を行います。②東部

地区では具体的な事業展開への支援を行います。③新たな地区での設立を検討します。(2)福祉人材養成とその活動支援については、ボランティアの拡充や、活動支援を継続します。)

### ■ 達成状況 ■

地域ケアネットワークが設立されている井の頭、新川中原、西部地区においては、居場所づくり事業、見守り・支え合いの仕組みづくり等事業を継続して実施するための活動を支援しました。平成23年3月に設立した東部地区においては、研修や多世代交流事業、学習会などの実施について支援するとともに、今後の具体的な事業実施に向けた支援を行いました。また、市内5か所目となる地域ケアネットワークの設立に向けて、地域内の関係団体等に説明を行い、取り組みを進めました。

さらに、平成24年3月に地域ケアネットワークの平成23年度合同活動報告会と交流会を開催しました。各地域ケアネットワークや諸団体等の情報交換や交流を行い、地域ケアネットワークへの理解を深めることができました。

福祉人材養成とその活動支援については、傾聴ボランティア養成講座や認知症サポーター養成講座、地域福祉ファシリテーター養成講座等を実施し、ボランティアの拡充を図るとともに、その活動支援を行いました。

平成24年度以降は、地域ケアネットワーク推進事業として、地域ケアネットワークの全市展開に向けてさらなる取り組みを進めます。

### 3 災害時要援護者支援事業の推進 (地域福祉課)〈「施政方針」掲載事業〉

高齢者や障がい者など、災害時の要援護者を支援する地域サポートシステムを確立するために、これまで実施したモデル事業を踏まえ、町会・自治会など小地域での市民相互の支え合いを基本とした要援護者本人同意方式(小地域相互支援型同意方式)による要援護者情報収集をモデル地区で実施し、その結果を検証した上で、実施要綱を策定します。同時にデータ管理を個人情報保護を図りつつ効率的に行うため、デ

ータ管理システムを作成します。そして、本事業についてのPRを行い、実施町会・自治会の拡大を図ります。

(目標指標:町会・自治会など小地域での市民相互の支え合いを基本とした要援護者本人同意方式(小地域相互支援型同意方式)による要援護者情報収集をモデル地区で実施し、その検証結果に基づいて実施要綱を確定します。また、事業実施に必要なデータ管理システムを作成するとともに、本事業のPRによる実施町会・自治会の拡大を図ります。)

### ■ 達成状況 ■

総務部、生活環境部、健康福祉部、子ども政策部の4部と社会福祉協議会の部課長で構成する庁内横断的組織「災害時要援護者支援検討会議」を開催し、災害時要援護者支援事業実施要綱や町会・自治会向け「地域における防災ネットワークづくりのためのマニュアル」等を策定しました。当初、テスト調査を行うための新規モデル地区を設定することを予定していましたが、実施要綱の確定前に新規モデル地区を選定することが難しいため、実施要綱の確定やデータ管理システムを完成させ、事業を推進しました。

全市展開に向けて、広報やパンフレット、マニュアル等で地域ケアネットワーク、町会・自治会等へ事業PRや説明会等を実施しました。

### 4 健康福祉総合計画2022(仮称)の策定 (地域福祉課他)〈「施政方針」掲載事業〉

平成23年度から平成34年度までの12年間を計画期間とする健康福祉総合計画2022(仮称)を策定します。本計画は第4次基本計画との整合を図りつつ、高齢者、障がい者、健康づくり、子どもの各分野の計画及び地域福祉計画、生活福祉関連計画を総合化して策定するものです。計画策定にあたっては、各分野の個別計画の検討市民会議の委員及び健康福祉審議会委員全員で構成する検討会議を設置するとともに、パブリックコメントの実施や健康福祉審議会での検討など、幅広い市民参加を図りながら、取り組みを進めます。

(目標指標:計画検討会議及び健康福祉審議会での検討とパブリックコメントの実施などにより幅広い市民参加を図りながら、健康福祉総合計画2022(仮称)を策定します。)

### ■ 達成状況 ■

高齢者、障がい者、健康づくり、子ども・子育ての各計画に係る4つの検討市民会議(延べ22回開催)の検討状況を反映させるとともに、地域福祉計画及び生活支援計画を包含した健康福祉総合計画2022の策定に向けて取り組みました。その間、健康福祉総合計画2022検討会議(健康福祉審議会委員に4つの検討市民会議の正副会長等を加えた26人で構成)及び健康福祉審議会での計4回の会議を重ね、素案策定後にパブリックコメントを実施するとともに、健康福祉審議会の諮問・答申を経て、3月末に策定しました。

## 5 第五期介護保険事業計画の策定 (高齢者支援課)〈「施政方針」掲載事業〉

平成24年度から平成26年度までの3か年を計画期間とする第五期介護保険事業計画を策定します。健康福祉総合計画2022(仮称)の策定と同時に行うことから、介護保険制度以外の高齢者の諸施策や老人福祉計画も包含した「高齢者計画」と一体的に策定を進めます。(目標指標:第五期介護保険事業計画を策定します。)

### ■ 達成状況 ■

5月に「高齢者計画検討市民会議」を設置し、計画の素案づくりを進めました(計7回開催)。素案策定後にパブリックコメントを実施するとともに、健康福祉審議会への諮問・答申を経て、3月末に策定しました。この計画は、さまざまな市民参加により、三鷹市の高齢者の現状などを踏まえた計画となっています。

## 6 第3期障がい福祉計画の策定 (地域福祉課)〈「施政方針」掲載事業〉

平成24年度から平成26年度までの3か年を計画期間とする第3期障がい福祉計画を策定し

ます。健康福祉総合計画2022(仮称)の策定と同時にすることから、障がい者に関連する様々な施策を包含した「障がい者計画」と一体的に策定を進めます。

(目標指標:第3期障がい福祉計画を策定します。)

### ■ 達成状況 ■

5月に「障がい者計画検討市民会議」を設置し、計画の素案づくりを進めました。検討市民会議での協議(計7回開催)や、素案策定後にパブリックコメントを実施するとともに、健康福祉審議会の諮問・答申を経て、3月末に第3期障がい福祉計画を策定しました。

## 7 子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌予防 接種助成事業の実施(健康推進課) 〈「施政方針」掲載事業〉

任意の予防接種である子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの接種費用の一部助成によって接種の拡大を図り、市民のがんや疾病の予防を推進します(接種助成対象者:子宮頸がん予防ワクチン 中学生の女子、ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン 0歳児(生後2か月)から5歳児未満の乳幼児)。(目標指標:助成回数は子宮頸がん予防ワクチン最大3回、ヒブワクチン1回~4回、小児用肺炎球菌ワクチン1回~4回とします。)

### ■ 達成状況 ■

子宮頸がん予防ワクチンについては、中学生の女子を対象とし、4月当初からの助成を予定していましたが、ワクチン供給不足により、7月下旬からの助成開始となりました。ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンについては、4月当初から助成を開始し、月齢・年齢による接種回数(1回~4回)に応じて助成しました。

子宮頸がん予防ワクチンの接種率は56%、ヒブワクチンの接種率は55.2%、小児用肺炎球菌ワクチンの接種率は54.5%となりました。

## 8 生活保護受給者の自立支援と適正運用(生活福祉課)〈「施政方針」掲載事業〉

生活保護受給者に対する自立支援の体制整備を図り、自立支援プログラムに基づき、就労をはじめ社会生活及び日常生活の自立支援を効果的に行います。また、新たに年金・資産調査員を配置して年金受給権の確認や申請支援などを行うことで、自立促進とより一層の生活保護の適正運用に努めます。

(目標指標:自立支援プログラムを推進するとともに、年金・資産調査員の配置による自立促進と、より一層の生活保護の適正な運用を図ります。)

### ■ 達成状況 ■

自立支援プログラムに基づく自立支援をより効果的に実施するため、平成23年4月1日に生活福祉課自立支援係を設置するとともに、他市に先駆け、就労支援担当地区担当員を配置し、重点的に就労支援を行いました。その結果、新規就労者数が前年度より30%増加するなど確実に成果が表れました。

また、日常生活や社会生活の支援が必要な方に対しても当係設置により組織的な対応が図られ、金銭管理支援事業の支援対象者が前年より2倍以上となるなど、目標人数を上回りました。

さらに年金・資産調査を行う自立支援員の配置により、障害基礎年金の取得支援など他法他施策の活用が進み、生活保護扶助費の削減に寄与するとともに、より一層の生活保護の適正実施を推進することができました。

## 9 障がい者施設の整備費の助成(地域福祉課)〈「施政方針」掲載事業〉

「だれもが地域社会の中で個性を生かしつつ社会の構成員として自立して生活できる」ようにするため、障がい者の地域での生活環境を整備します。その一環として、社会福祉法人などが行う障がい者就労支援事業所などの建設整備に要する費用の一部補助を引き続き行い、障がい

者の日中活動の場の確保に努めます。

(目標指標:はばたけ第2(仮称)、巢立ち風ほかへの補助金の交付を行います。)

### ■ 達成状況 ■

社会福祉法人などが行う障がい者就労支援事業所などの建設設備に要する費用等の一部補助を引き続き行いました。平成23年度は、新たに三鷹ひまわり第一共同作業所に交付決定するとともに、はばたけ第2(平成23年8月1日より「工房時」として開設)、巢立ち風等4か所の施設補助を継続し、障がい者日中活動の場の確保に努めました。

## 10 権利擁護センター運営事業の拡充(高齢者支援課)〈「施政方針」掲載事業〉

高齢や障がいなどにより社会生活上の判断能力が不十分な方を支援する成年後見制度の利用促進を図るため、引き続き市民後見人の養成を進めます。また、後見報酬を負担することができない方に対し、市が一定額の後見報酬を助成することにより、安心して後見制度を利用できるように支援し、制度のより一層の推進を図ります。

(目標指標:市民後見人を養成するとともに、後見報酬の助成を行います。)

### ■ 達成状況 ■

権利擁護の視点をもった市民ボランティアの養成を目的に、「権利擁護・あんしんサポーター養成講座」を初めて開催しました。23人の方が修了し、そのうち7人が三鷹市権利擁護センターの生活支援員に登録しました。今後東京都社会貢献型後見人養成講座や三鷹市市民後見人養成講座等への参加を進め、市民後見人の養成に努めます。

また、低所得者の方が、安心して成年後見制度が利用できるように、後見報酬助成制度もあわせて開始しました。

## 11 重度身体障がい者(児)ショートステイの実施(地域福祉課)

〈「施政方針」掲載事業〉

重度身体障がい者(児)が、介護者の病気や家庭の都合などにより、在宅での介護に困難が生じた場合に利用できる重度身体障がい者(児)のショートステイ施設として、府中市にある生活介護事業所みずきに市民利用枠1床を新たに確保し、障がい者福祉の向上を図ります。

(目標指標:市民利用枠1床を確保し、その運用を開始します。)

### ■ 達成状況 ■

重度身体障がい者(児)のショートステイ施設として、生活介護事業所みずきに通年の市民利用枠1床を新たに確保しました。広報や説明に出向くなど周知に努めたところ、利用率は53%となり、他市と比べ高い利用がありました。

## 12 障害者自立支援法に基づく新体系移行に向けた事業所への支援基準の見直し(地域福祉課)

〈「施政方針」掲載事業〉

障害者自立支援法に基づく就労支援等事業を開始した事業所に対しては、国等からの給付費で運営を行っています。また、平成23年度から、東京都は日中活動系サービス事業所助成として補助の仕組みを再構築しました。これにあわせ市においても従来の補助制度を改正します。具体的には、都の日中活動系サービス事業所助成に沿って要綱を改正し、施設整備費補助金(光熱水費、更新料)を抜本的に見直します。また、今後は家賃補助を段階的に見直します。

(目標指標:見直し後の障がい者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱に基づく補助を行います。)

### ■ 達成状況 ■

障害者自立支援法に基づく就労支援等事業を開始した事業所について、国や東京都からの給付費及び補助の仕組みが変更されたことを踏まえ、市においても事務事業総点検運動の取り

組みの一環として従来の補助制度を改正しました。具体的には、障がい者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱を見直し、施設設備費補助金から光熱水費、更新料を削減しました。家賃補助については、平成23年度の限度額を30万円、平成24年度は15万円、そして平成25年度は廃止することとしました。



# 子ども政策部の 「運営方針と目標」の達成状況

児童青少年課

子ども育成課

子育て支援課

子ども政策部長  
子ども政策部調整担当部長

酒井 利高  
井上 明

## ■ 1 ■ 部の使命・目標に関する認識

### 部の使命・目標

●三鷹市に生活するすべての子どもが地域の中で健やかに成長ができ、子育て家庭が孤立せず安心して子育てができ、喜びを実感できる環境や基盤を確立し、次世代を担う子どもの育ちと健全な育成を地域社会全体で支えることができる高福祉のまちづくりを目指します。

そのために、「三鷹子ども憲章」、「三鷹市子育て支援ビジョン」の理念の実現に向けて子育て支援施策の推進と充実を地域の子育て支援や児童青少年健全育成を担っている関係機関・団体やNPO法人との連携を図り推進します。

同時に、ライフスタイルや就業形態の多様化、核家族化や地域関係の希薄化が進行する中、地域、学校、企業、家庭と連携、協力を行い、「仕事と家庭生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の実現を図ります。

### 各課の役割

子ども政策部は、児童青少年課、子ども育成課、子育て支援課の3課から構成されています。子ども・子育て支援施策の総合的な推進を図るため、①子ども施策の全般の企画調整、②児童青少年の健全育成や各種団体への支援、③保育所、学童保育所、児童館等の整備と運営、④母子及び寡婦福祉法に基づく支援、⑤子ども手当、その他児童等の手当での支給、⑥児童及びひとり親家庭等の医療費助成、⑦幼稚園等の私立学校助成などの業務などを行っています。

## ■ 2 ■ 部の経営資源(平成23年4月1日現在)

### ①職員数

#### ■職員数

子ども政策部職員 256 人

#### ■職員比率(正規職員)

子ども政策部 256 人 / 市職員 1,040 人

→ 職員比率 約 24.6 %

### ②予算規模

#### ■予算規模

平成23年度子ども政策部予算額  
一般会計 9,934,223,000 円

#### 実施方針

##### ●子育て支援ビジョンと次世代育成支援行動計画(後期計画)に基づく子ども子育て支援施策の推進

次世代育成支援行動計画(後期計画)に基づく子ども・子育て支援施策を推進し、すべての子どもの健やかな「育ち」と「成長」を社会全体で支える仕組みづくりと子どもたちがいきいきと輝き、誰もが安心して子育てができる地域社会の実現に向けての環境の整備を行い、子育て支援ビジョンに掲げられている課題の実現を図ります。そのために、次世代育成支援推進協議会を設置し、計画の進行管理や評価・検証に係る推進体制を構築します。

##### ●地域における在宅子育て支援の充実

子ども家庭支援センターや親子ひろば等の事業の充実と子育てグループの育成、親同士の交流等のサポート事業の充実を図ります。同時に、乳児家庭をはじめとした子育て家庭の地域での孤立や児童虐待を防ぐため、見守り活動や様々な支援をする地域環境の一層の充実を図り、子どもの育ちと子育て家庭を支援する地域ネットワークの充実を推進します。

##### ●保育園待機児童解消と保育サービスの充実へ向けての取り組みの推進

保育園待機児童を解消する保育施設整備については、公有地を活用した民間認可保育所の開設支援、無認可保育所の認証保育所への移行支援、認証保育所の開設支援等の民間事業者による保育所開設支援や公設保育園における保育定員弾力運用など多様な取り組みを進める中で、待機児童の減少を図り、仕事と生活の両立支援の実現を目指します。また、応益負担のバランスを明確にしながら保育料負担金のあり方について検討します。

##### ●ひとり親家庭自立支援事業の推進

母子家庭等の自立が促進されるよう、子育てや生活・就労等の相談機能強化に取り組むとともに、リニューアルされた母子生活支援施設を活用して支援します。また、DV被害者についても関係機関と連携して支援します。

##### ●青少年の健全育成と団体活動への支援の推進

新しい時代の担い手である子どもたちや青少年が地域社会で豊かな心を持ち、心身とも健康に成長できるように、青少年委員協議会、青少年対策地区委員会や青少年補導連絡会等の関係機関・団体や地域の多くの人たちが協力連携し、児童青少年健全育成活動の基本方針に沿って活動ができる支援体制の整備を図ります。

また、平成21年制定の子ども・若者育成支援推進法を踏まえ、児童館機能の充実を図りながら地域で子ども・若者への支援活動を行っているNPO法人等と連携・協働した取り組みを検討します。

##### ●学童保育所や地域子どもクラブ等の放課後支援対策の充実と安定的な運営の推進

子どもたちが遊びやスポーツ、学習を通じて仲間づくりや社会参加ができるよう、子どもコミュニティ推進計画に基づき、地域、学校、家庭が一体となり子どもたちの放課後等の活動の拠点づくりを進めるとともに、子どもたちが安全で安心して生活ができる「居場所」としての学童保育所のサービスの向上と地域子どもクラブの活動の充実を図り相互の連携を進めます。

また、学童保育所の整備については、通所児童の安全、待機児童解消、施設の老朽化等の視点から計画的に進めます。

##### ●各種手当や医療助成等をはじめとした子育て支援施策の推進

子ども手当・その他の手当や、乳幼児をはじ

めとする医療費助成、また、幼稚園就園奨励費等の助成も含め各制度の確実な執行と適正な運用を図り、子育て世帯に対する経済的負担の

軽減と支援を進めます。

## 個別事業とその目標

(個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

### 1 子育て支援ビジョン及び次世代育成支援行動計画の推進 (児童青少年課・子ども育成課・子育て支援課)〈「施政方針」掲載事業〉

子育て支援ビジョンと次世代育成支援行動計画(後期計画)に基づき、子どもたちの「育ち」を地域全体で支え、次世代育成に向けて、「未来への投資」を効果的に行っていくことを基本とした施策を展開します。計画を着実かつ効率的に推進していくため、進行管理と目標事業量の達成状況を公表していくとともに、次世代育成支援推進協議会を設置し、計画の評価・検証体制の構築と、多様化し増大する保育ニーズに対応した待機児対策や保育環境の整備、さらにはすべての子育て家庭を支援する施策の拡充に向けて、第4次基本計画、健康福祉総合計画2022(仮称)の策定を健康福祉部と連携しながら進めます。

(目標指標:目標事業量の達成状況の公表と、推進協議会において評価・検証体制の構築と計画策定にあたっての検討を行います。)

#### ■ 達成状況 ■

次世代育成支援推進協議会において、第4次基本計画、健康福祉総合計画2022の子ども・子育て分野の素案をまとめました。事業の進行管理については、目標事業量の達成状況を公表するとともに、公有地を活用した民間認可保育所の誘致や私立認可保育所の開設支援、認証保育所の開設支援、市立保育所の保育年齢の拡充や運用定員の弾力化等により330人の定員増を図り、保育園の待機児童解消と乳児家庭訪問事業の開始など、すべての子育て家庭への子育て支援施策を推進しました。

### 2 在宅子育て支援の推進 (子ども育成課)〈「施政方針」掲載事業〉

家庭における子育て不安や孤立感の解消を図るため、保育園における地域開放や親子ひろば事業において保護者同士の交流の場を提供するとともに、子ども家庭支援センターすくすくひろばにおける各種育児講座・育児相談等の実施や子育て支援活動を行っているNPO法人との連携など、子ども家庭支援ネットワークによる地域での在宅子育て支援を推進します。また、施設整備として、子ども家庭支援センターすくすくひろばの1階遊戯室等への床暖房設置工事を実施し、一層の利用者サービスの向上を図ります。

(目標指標:親子ひろば事業における参加者の向上を図るとともに、各種育児講座等を効果的に開催します。)

#### ■ 達成状況 ■

親子ひろば事業において、参加者の増加を図るため、連絡会での情報交換等を通じ、各種プログラムの内容の工夫を凝らしながら実施するとともに、利用者サービスの向上を図るため、子ども家庭支援センターすくすくひろばの1階遊戯室に床暖房を設置しました。

また、大沢台保育園において、保育年齢の拡充に伴い、当該園で実施している親子ひろば(ハミング)を廃止することになりましたが、近隣の民間ひろばの利用日を拡大する等の対応により、利用者のスムーズな移行を図ることができました。

### 3 公有地を活用した民間認可保育所の誘致(待機児解消に向けての取り組み) (子ども育成課)〈「施政方針」掲載事業〉

待機児解消に向け、市が取得した用地を民間保育事業者(社会福祉法人)に10年間無償で貸し付け、国・東京都の補助制度の活用により定員110人～120人規模の民設民営認可保育所の建設を支援します。新施設は平成24年度当初に開設し、待機児童の解消を図ります。

(目標指標:民設民営保育所の積極的誘致により待機児童の解消を図ります。)

#### ■ 達成状況 ■

建設用地としての公有地の無償貸付と国や東京都の補助金を活用した整備費の支援により、平成24年4月に定員120人の私立保育所を開設しました。待機児童の解消を図るとともに、一時保育室を設置するなど在宅子育て支援のサービス拡充を図りました。

### 4 南浦西保育園建替事業(待機児解消に向けての取り組み) (子ども育成課)〈「施政方針」掲載事業〉

昭和44年に開設された南浦西保育園が設置されている都営三鷹下連雀アパートが、老朽化に伴い東京都の建替計画に基づき建替を行うことになったことから、保育園部分に係る建設を都に委託して実施し、平成25年4月運営開始を目指し施設の更新を進めます。

新施設では定員を116人に増やして待機児童の解消を図るとともに、効率的な運営と保育サービスの充実に努めます。平成23年度は、前年度末に東京都に建設を委託する契約を締結し、東京都が着工した工事の進行管理を東京都と連携して行うとともに、新施設の運営形態について検討します。

(目標指標:スムーズな建設工事の進行管理と効率的な運営を検討します。)

#### ■ 達成状況 ■

平成25年4月開園に向け、効率的な運営形

態の検討を行うとともに、工事の進捗状況について、東京都に積極的に働きかけ情報共有を図りました。また、建設工事に関する保護者説明会を実施し、保護者に対し丁寧な説明を行いました。

### 5 民間事業者による保育所開設支援 (待機児解消に向けての取り組み) (子ども育成課)

三鷹駅周辺での認証保育所の開設支援の他、市内の無認可保育所を認証保育所に移行することを誘導して保育の質の向上を図るとともに、待機児童の解消を図ります。また、待機児対策のための民間認可保育所の整備・誘導についても、地域の保育ニーズ等を勘案しながら設置支援に努めます。

なお、三鷹台団地土地利用転換に伴う子育て支援施設の整備についても、その規模、運営形態、付加機能等について検討します。

(目標指標:民設民営保育所の開設及び無認可保育所から認証保育所へのスムーズな移行により、保育の質の向上と待機児童の解消を図ります。)

#### ■ 達成状況 ■

認証保育所については、無認可保育所から認証保育所への移行を含む2園が開園し、60人の定員増を図りました。認可保育所については、安心こども基金による補助金を活用する補正予算の対応を含め、私立認可保育所3園の開設を支援するとともに、市立保育所においても、保育年齢の拡充や運用定員の弾力化を行い、待機児童の解消を図りました。特に0～2歳児において100人以上の定員を拡充することにより、東京都の待機児童解消区市町村支援事業の要件をクリアしたことから、安心こども基金に上乗せ補助を受けることが可能となり、事業者と市の負担をさらに軽減することができました。

## 6 乳幼児医療費助成の拡充

(子育て支援課)〈「施政方針」掲載事業〉

乳幼児医療費助成制度において、1歳から就学前までに設定している所得制限を平成 23 年 10 月から撤廃し、助成対象者の拡大を図ります。

(目標指標:平成23年10月から所得制限を撤廃し、助成対象者の拡大を図ります。)

### ■ 達成状況 ■

平成 23 年 10 月から所得制限を撤廃し、これまで助成対象外だった方を含め、未申請者に対して制度の周知及び勧奨に努めた結果、新たに 500 人を超える助成対象者の拡大を図ることができました。

## 7 学童保育所の保育時間の延長

(児童青少年課)〈「施政方針」掲載事業〉

学童保育所の保育時間を延長し、「小1の壁」の解消と利用者の保育ニーズに応え、一層のサービスの向上を図ります。また、実施にあたっては、東京都の都型学童クラブ事業の補助制度を活用し、歳入の確保に努めます。

(目標指標:学童保育所の保育時間を延長します。)

### ■ 達成状況 ■

学童保育所の保育時間を、平成 23 年4月より、放課後から 18 時までを 19 時まで、土曜日や長期休業期間等は朝8時 30 分から 18 時までを 8時から 19 時まで延長し、保育園との保育時間の違いなどからくる、いわゆる「小1の壁」の解消と利用者の保育ニーズに応えることができました。また、事務事業総点検運動の取り組みの一環として、東京都の都型学童クラブ事業補助制度の活用と延長保育料の徴収による歳入を確保することができました。

## 8 乳児家庭訪問の実施

(子ども育成課)〈「施政方針」掲載事業〉

地域の民生・児童委員が生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞

き、子育て支援に関する情報提供等を行います。この取り組みを乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ機会の一つとすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児とその家族の健全な育成環境の確保に努めます。

(目標指標:乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児虐待リスクの減少を図ります。)

### ■ 達成状況 ■

民生・児童委員や庁内関係部署との十分な調整を行ったうえで、平成23年12月から乳児家庭訪問事業を開始しました。事業開始後、訪問率も概ね9割を超え、助産師による新生児訪問事業と連携しながら、乳児の健全な育成環境の確保に努めています。

## 9 子育てサポーター養成講座の実施

(子ども育成課)〈「施政方針」掲載事業〉

子ども家庭支援センターすくすくひろばを事務局とするファミリー・サポート・センターは、子育て家庭が必要とする様々な福祉的ニーズに対応するサービスの提供及び人的資源の養成を行っていますが、養成事業のさらなる充実を目指します。出前型親子ひろばや訪問型の障がい児・病児保育へのサービス拡充に対応できる人材の育成を推進し、協働型の地域の子育て環境の充実を図ります。

(目標指標:援助会員に対する子育てサポーター養成講座を実施し、会員の拡充及びスキルの向上を図ります。)

### ■ 達成状況 ■

ファミリー・サポート事業における援助会員のなかで十分に経験を積んだ会員を対象に、子育てサポーター養成講座やフォローアップ研修を開催し、出前型ひろばでの体験参加等を通じ、子育てサポーターの育成を図りました。また、講座等の講師に市職員を起用するなど、経費削減に努めました。

## 10 子ども手当支給事業の円滑な運営

(子育て支援課)〈「施政方針」掲載事業〉

次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援することを目的として、中学校修了までの児童を養育している保護者等に対し、子ども手当を支給します。制度の周知徹底を図り、申請漏れのないよう丁寧な対応を行い、確実な執行に努めます。また、平成23年10月からの事業運営については、国の動向を注視し、円滑な制度移行に向け適切な対応を図ります。

(目標指標:制度についての周知を図り、丁寧な対応による、確実な支給事務の執行に努めます。また、国の動向を注視し、10月以降の制度移行後も円滑な事業運営ができるよう、適切な対応を図ります。)

### ■ 達成状況 ■

制度についての周知を図り、丁寧な対応による、確実な支給事務を執行しました。

子ども手当特別措置法に基づく、平成23年10月から平成24年3月までの支給事務についても、適切な対応により円滑な制度移行が行われたため、99%以上の申請率を達成しました。

# 都市整備部の 「運営方針と目標」の達成状況

都市整備部長兼都市整備部調整担当部長  
都市整備部技監兼広域まちづくり等担当部長

大石田 久宗  
福島 照雄

まちづくり推進課  
公共施設課  
道路交通課  
建築指導課  
下水道課  
緑と公園課

## ■ 1 ■ 部の使命・目標に関する認識

### 部の使命・目標

- 「高環境・高福祉のまち」、「緑と水の公園都市」の実現に向け、まちづくり事業を総合的に推進します。具体的には、災害に強い都市基盤の整備を図るとともに、バリアフリーのまちづくりを重点的に推進し、安全でうるおいのある快適空間のまちづくりを、市民、事業者との協働で進めます。
- 緑と水のネットワーク整備、景観や環境への配慮、市民が主体となった地域のまちづくり支援、地域特性を活かした魅力と活力のある再開発事業等を推進します。
- 公共施設の効率的な維持・保全・活用を図り、都市再生に向けた推進体制の整備を進めます。公共施設のデータベースシステムをもとに、施設保全情報の一元的管理を行います。

- 下水道施設の更新と広域的な視点からの再構築を図るとともに、合流式下水道の改善、防災拠点周辺の下水道施設の耐震化、都市型水害対策の促進を図ります。

### 各課の役割

都市整備部は、まちづくり推進課、公共施設課、道路交通課、建築指導課、下水道課、緑と公園課の6課で構成され、「人間のあすへのまち」の実現を目指し、安全とうるおいのある快適空間のまちをつくるため、①都市計画、再開発及び住宅政策、②公共施設の一元管理、③道路、橋りょう等及び都市交通、交通安全対策、④建築基準行政、⑤下水道、⑥緑化及び公園などの推進及び整備を行っています。

## ■ 2 ■ 部の経営資源（平成 23 年 4 月 1 日 現在）

### ①職員数

#### ■職員数

都市整備部職員 118 人

#### ■職員比率（正規職員）

都市整備部 118 人 / 市職員 1,040 人

→ 職員比率 約 11.3 %

### ②予算規模

#### ■予算規模

平成23年度都市整備部予算額

一般会計 3,114,618,000 円

下水道事業特別会計 2,579,797,000 円

## 実施方針

### ●緑と水の公園都市を目指す事業の推進

緑と水の公園都市の実現に向けて、緑と水の基本計画(第2次緑と水の回遊ルート整備計画)に基づき、大沢の里整備事業を始め、公園緑地等の公有地化や整備の促進、公園が安全で安心して遊べる空間となるような改修事業等を進めます。また、市民との協働の取り組みを引き続き推進するため、平成21年度にパートナーシップ協定を締結したNPO法人花と緑のまち三鷹創造協会と役割を分担しつつ、連携を図りながらガーデニングフェスタの開催、市民との協働によるモデル花壇づくりや花と緑の広場の運営を行います。こうした取り組みを通して、緑と水の豊かな都市環境の創出に取り組みます。

### ●まちづくり3計画の策定

「緑と水の公園都市」を実現するため、都市再生、防災の強化、緑と水等地域資源の維持・保全・活用、環境への配慮等を基本に、まちづくりに関する土地利用総合計画2022(仮称)、緑と水の基本計画2022(仮称)及び三鷹風景・景観づくり計画2022(仮称)(以下「まちづくり3計画」という。)の策定に取り組みます。

まちづくり3計画については、上位計画となる第4次基本計画と整合を図ることを基本に、平成22年度に実施した「まち歩き・ワークショップ」でいただいた市民意見を反映するとともに、所管する委員会やパブリックコメント等の意見を聴きながら策定を行います。

### ●都市計画道路等の整備・バリアフリー化の推進

都市計画道路の整備としては、引き続き三鷹都市計画道路3・4・13号の用地買収に取り組むほか、「新みちづくり・まちづくりパートナー事業」を活用して三鷹都市計画道路3・4・7号の八幡前交差点～下連雀七丁目交差点間約235mについて、事業を推進します。

バリアフリー化の推進に向けては、バリアフリーのまちづくり基本構想2022(仮称)の策定に取り組み、道路をはじめとしたバリアフリー化事業に積極的に取り組みます。

また、安全なみちづくりの観点から、市民参加によるみちづくり・まちづくりへの取り組みが始まっている地域では、これを支援しつつ、協働の取り組みを推進します。

### ●東京外かく環状道路計画

東京外かく環状道路事業は、国の事業の進め方について不明確な部分が多い状況にあります。市は、三鷹地区検討会等で提起された課題について、国・東京都が策定した「対応の方針」が、事業化後の各段階において確実に実行されるよう、国・東京都に対し強く要請します。

また、本市へ与える影響と対策については、多岐にわたる検討課題について、助言者会議等の意見を聴きながら、慎重に調査・検討を行うとともに、市民参加による蓋かけ上部の利活用の検討など市民及び関係機関の協働によるまちづくりを積み上げ、地域の特性を活かした創造的なまちづくりの展開を図ります。

### ●三鷹駅前再開発事業の推進

三鷹駅前地区再開発基本計画に基づき、「安全と安心のまちづくり」「都市の活性化」「良好な市街地の形成」「まちの個性の創出」という4つの基本的な視点に加え、「バリアフリーのまちづくり」や、「協働のまちづくりの視点」を加味して積極的に取り組みます。

今後、三鷹駅南口の拠点となる「三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業」等について、三鷹駅周辺の文化の拠点、賑わいの拠点となる集客施設など都市型産業の集積、駐車場・駐輪場の確保等を考慮し、事業化に向け支援を行います。



## ●都市交通環境の整備

地域公共交通総合連携計画 2022(仮称)については、地域公共交通活性化協議会において協議を行い、策定に取り組みます。バス交通については、コミュニティバス事業基本方針に基づき、新川・中原ルートの新規運行に向けて取り組むとともに、既存路線についても見直しを進め、市域全体の交通利便性の向上に向けて、みたかバスネットの推進を図ります。明星学園ルートについては、環境にやさしい電気バスの導入を進めます。

また、鉄道駅周辺の放置自転車対策として、駐輪場を拡充するため市有地の立体的活用や民有地の有効活用を図るとともに、放置自転車の撤去方法の見直し等により、交通環境の改善を推進します。さらに、自転車に関する事故が増加していることから、三鷹警察署と連携して自転車の安全利用や交通ルール・マナーの周知に関する啓発活動等の取り組みを推進します。

## ●下水道事業の推進

合流式下水道改善計画に基づき、引き続き雨天時の越流水による河川の汚濁防止対策に取り組むとともに、市単独処理区である東部処理区の東京都流域下水道等への編入協議を進めます。また、集中豪雨による「都市型水害」に対

応するため雨水管等の整備を推進するとともに、平成 20 年度に策定した下水道再生計画(下水道地震対策整備計画)に基づき、下水道施設の耐震化を行い、広く市民の安全安心の生活環境の確保に努めます。

## ●建築基準行政の推進

市民の生活基盤である建築物の建築基準法令等の遵守は、安全で安心なまちづくりの根幹となるものです。このため、庁内関係部課はもとより警察及び消防等関係機関と積極的に連携し、建築物の安全性確保の取り組みを推進します。

## ●公共施設ファシリティ・マネジメントの推進

市の重要な経営資源である公共施設を効率的に整備し、有効に利活用していく「ファシリティ・マネジメント」の推進を図り、施設機能の維持・保全と質的向上を計画的に進めます。施設の長寿命化やライフサイクルコストの適正化を図りながら、施設サービスの向上や資産利活用の適正化に向けて取り組みます。

また、平成 21 年8月に定めた新地方公会計制度における固定資産台帳整備指針に基づき、市が保有する資産の正確な把握及び適正な評価に取り組むとともに、固定資産台帳の整備に向けて計画的に対応します。

## 個別事業とその目標

(個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

### 1 まちづくり3計画(土地利用総合計画 2022(仮称)、緑と水の基本計画 2022(仮称)、三鷹風景・景観づくり計画 2022(仮称))の策定

(まちづくり推進課・緑と公園課)

〈「施政方針」掲載事業〉

#### ・土地利用総合計画 2022(仮称)の策定

土地利用総合計画は、三鷹市の将来像とその実現のため、土地利用を基本とした施策を示すものです。策定にあたり、新たな視点として、東京外かく環状道路建設に伴う地域の将来像や、新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の

整備などの都市の更新への対応や都市づくりの拠点の整備とその見直し等について検証します。

さらに、都市計画道路等都市施設及び用途地域の見直し、東京外かく環状道路周辺のまちづくり、緑地の創出・保全等についても研究を進め、土地利用総合計画 2022(仮称)を策定します。

(目標指標:土地利用総合計画 2022(仮称)を策定します。)

#### ・三鷹風景・風景づくり計画 2022(仮称)の策定

三鷹市にふさわしい、地域特性を活かした風

景の創出を図るため、東京都から景観行政団体に移行し、景観法に基づく景観計画として三鷹風景・景観づくり計画 2022(仮称)を策定します。策定にあたっては、「まち歩き・ワークショップ」における市民意見や市制施行 60 周年記念事業として実施した「三鷹風景百選」の取り組みなどを反映させることに加えて、まちづくり条例の環境配慮制度とも連携し、三鷹らしい風景・景観づくりの実現を目指します。

また、あわせて計画に基づく条例として、「三鷹風景・景観づくり条例(仮称)」の制定に取り組みます。

(目標指標:三鷹風景・景観づくり計画 2022(仮称)を策定します。)

#### ・緑と水の基本計画 2022(仮称)の策定

市内に残された貴重な緑や水、ふるさと資源等を活かしながら、緑と水の公園都市のまちづくりを一層推進するため、安全性や利便性、快適性等を視点に、より実践的な計画となるための見直しを行います。改定にあたっては、緑の現況調査や三鷹風景・景観づくり計画 2022(仮称)の基礎調査等を踏まえ、現計画の事業進捗、関連計画、社会情勢等から課題等を整理するとともに、平成 22 年度に実施した「まち歩き・ワークショップ」での地域課題や課題解決のためのアイデア等の提案を反映します。また、策定における基本的な考え方や方向性については、第4次基本計画をはじめとする関連計画と調整を図りながら策定作業に取り組みます。

(目標指標:緑と水の基本計画 2022(仮称)を策定します。)

#### ■ 達成状況 ■

「土地利用総合計画 2022」については、市域全域を対象とした土地利用に関する現状と課題を整理するとともに、都市の骨格(軸)、まちづくりの拠点・ゾーン及びテーマ別のまちづくりの方針について検討を行い、新たな視点と方向性をまとめました。また、市内の7つのコミュニティ住区ごとの地域特性を踏まえ、「住区ごとのまちづくりの方針」の検討を進め計画を確定しました。

「三鷹風景・景観づくり計画 2022(仮称)」については、三鷹らしい風景・景観づくりに向けて、市民、事業者、行政による協働を基本とした計画の策定に取り組みました。

本計画は、市民の建築行為等に一定の制限を伴う新規計画であることから、より丁寧な説明と十分な周知期間を設ける必要があることを再度考慮し、年度内に策定するとして当初スケジュールを素案の作成までの取り組みに見直しました。計画の策定は、平成 24 年度となりますが、市民への素案説明においても活用できるよう、概要をとりまとめたガイドラインを作成しました。

「緑と水の基本計画 2022」については、「緑と水の公園都市のイメージ」は継承しながら、「防災」や「緑の質と地域コミュニティの充実」等の視点を中心に、より実践的な計画となる見直しを行いました。

3計画の策定においては、平成 22 年度に実施した「まち歩き・ワークショップ」での地域課題に対する提案や「まちづくり懇談会」のほか、「土地利用総合計画 2022」と「緑と水の基本計画 2022」ではパブリックコメントを実施し、市民参加の取り組みを反映しました。

また、計画に盛り込まれた内容を周知し、計画に基づくまちづくりを進めるため「三鷹まちづくりガイドブック」を作成しました。

## 2 公共施設維持・保全計画 2022(仮称) の策定に向けた取り組み(公共施設課)

〈「施政方針」掲載事業〉

公共施設の効率的な維持・保全・活用に向けた取り組みとして、公共施設データベースシステムの分析・評価、既存施設の劣化状況等の現状・問題点を把握し、主要施設に係る中・長期的な対応策、改修等の実施時期、維持保全コスト等の検討を行って、公共施設維持・保全計画 2022(仮称)を策定します。財政計画、施設改修の優先度等を勘案し、特に、計画期間である 12 年のうち、4年間の計画に重点を置いた第一次計画を策定します。

また、公共施設の各種図面の電子データ化

をより一層進めるとともに、公共施設の情報を一元的に管理する公共施設データベースシステムの整備を継続し、ファシリティ・マネジメントを推進します。

(目標指標:公共施設維持・保全計画 2022(仮称)を策定します。)

### ■ 達成状況 ■

「公共施設維持・保全計画 2022」は、「予防保全」の対象施設である 92 施設について、第4次基本計画の策定期間と合わせた 12 年間の「長期保全計画」と、各施設の劣化度や部位の重要度等の観点から改修優先順位を反映させた「第一次保全実施計画(中期保全実施計画)」の策定を行いました。

また、公共施設の各種図面の電子データ化や、公共施設データベースシステムへの施設情報の登録の充実を図り、公共施設の情報の一元化の取り組みを進めました。

### 3 バリアフリーのまちづくり基本構想 2022(仮称)の策定 (まちづくり推進課)

〈「施政方針」掲載事業〉

バリアフリーのまちづくり基本構想は、平成 12 年に制定された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づき、駅とその周辺の道路等を一体的にバリアフリー化するための仕組みとして、平成 15 年 10 月に策定したものです。策定以降、市のバリアフリーのまちづくりの推進の役割を果たしてきており、一定の成果を上げています。今年度は、現構想の基本的な部分を継承し、法改正など新たな内容を盛り込んだ基本構想をバリアフリーのまちづくり推進協議会で検討を進め、策定に向け取り組みます。

(目標指標:バリアフリーのまちづくり基本構想 2022(仮称)を策定します。)

### ■ 達成状況 ■

バリアフリーのまちづくり推進協議会を3回開催し、検討を進めました。第2回協議会ではまち歩きとワークショップ(グループ討議)を実施し、

三鷹駅前エリア、市民センター及び急傾斜地などの課題と改善の方向性を検討しました。三鷹駅前エリアについては、協議会での意見により、早朝出勤・通学時間帯のまち歩きも行いました。

バリアフリーのまちづくり基本構想の策定においては、協議会やパブリックコメントなどで頂いたご意見を可能な限り反映しました。

### 4 みたかバスネットの推進及び地域公共交通総合連携計画 2022(仮称)策定に向けた取り組み(道路交通課)

〈「施政方針」掲載事業〉

コミュニティバス事業基本方針に基づき、新川・中原ルートの新規運行や既存路線の見直しについて、地域住民の要望を聴きながら、みたかバスネットの推進を図ります。明星学園ルートについては、環境にやさしい電気バスの導入を進めます。

また、地域公共交通活性化協議会において、平成 22 年度に実施した公共交通等に関するアンケート調査の結果を踏まえ、地域公共交通総合連携計画 2022(仮称)の策定に向けて取り組みを行い、都市交通環境の充実を図ります。

(目標指標:地域公共交通総合連携計画 2022(仮称)を策定します。)

### ■ 達成状況 ■

みたかシティバス新川・中原ルートについては、道路の拡幅整備を完了するとともに、関係機関との協議が調い、平成 24 年3月 26 日に運行を開始しました。また、電気バスはメーカーの開発が遅れたこと等により、計画を変更しました。

地域公共交通総合協働計画 2022 については、地域公共交通活性化協議会において検討を重ね、パブリックコメントなどで頂いたご意見を可能な限り反映し、誰もが安全で安心して快適に移動できる公共交通環境の整備を推進するための計画として確定しました。

## 5 駐輪場整備基本方針の策定と推進 (道路交通課)

駐輪場の管理運営のあり方や公平で適正な受益者負担について検討を進め、駐輪場整備基本方針を策定します。その方針に基づき、三鷹市自転車等の放置防止に関する条例の改正を検討し、総合的な駐輪場対策を推進します。(目標指標:駐輪場整備基本方針を策定し、総合的な駐輪場対策の推進に取り組みます。)

### ■ 達成状況 ■

駐輪場運営・整備の適正化や公平で適正な受益者負担、自転車利用者のマナー向上などを推進するため、平成23年7月に駐輪場整備基本方針を策定しました。また、同基本方針に基づき、三鷹市自転車等の放置防止に関する条例の一部改正を行い、平成23年度に三鷹駅周辺の駐輪場の再整備及び利用料金体系の適正化の取り組みを進めました。

## 6 三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業の支援(まちづくり推進課)

〈「施政方針」掲載事業〉

UR都市機構との連携を強化し、三鷹駅南口中央通り東地区(三鷹センター周辺・文化劇場跡地)の再開発事業が、三鷹駅前を象徴する地区の活性化の拠点施設となるよう、コンセプトを確立する等の検討を進め、地元の合意形成の支援及び市街地再開発事業に向けた検討を進めます。

また、都市計画手続きについては、まちづくりや景観の観点から高度利用地区と市街地再開発事業に加えて、地区計画等の面的なまちづくりについて検討します。

(目標指標:高度利用地区・市街地再開発事業等の都市計画素案を作成します。)

### ■ 達成状況 ■

UR都市機構を中心とした関係地権者が、当該地区の市街地再開発事業に向けて勉強会や駐車場部会を開催し、施設計画案の検討や先進事例の視察などを行いました。地元地権者の事業推進の合意形成が図られていないことから、

高度利用地区と市街地再開発事業の都市計画手続きまでには至りませんでした。

市は、第4次基本計画において、引き続き当該事業を主要事業に位置付けるとともに、土地利用総合計画2022において活性化の拠点と位置付けるなど、早期事業化に向けた支援を行いました。

## 7 三鷹台駅前周辺のみちづくりの推進 (まちづくり推進課・道路交通課)

〈「施政方針」掲載事業〉

三鷹都市計画道路3・4・10号(三鷹台駅前通り)については、地域住民や地権者の意向を踏まえ、計画幅員等の都市計画変更手続きに向けて、引き続き東京都と協議を行います。また、都市計画変更に向けた取り組みとして、道路線形や駅前広場のあり方等について詳細なシミュレーション等を行い、関係地権者や地元住民等の意見を聴きながら、まちづくり条例の規定に基づく「地区整備方針」を策定します。地域のまちづくり活動については、引き続き、株式会社まちづくり三鷹とともに支援を行います。

また、三鷹台まちづくり協議会からの「三鷹台駅前通りへの歩道設置に係る緊急提言」を受け、早急な事業実施の必要性がある三鷹台駅周辺区域(三鷹台駅前交番～立教女学院区間、延長約232m)について、バリアフリーに配慮した歩行空間の整備を行います。

(目標指標:まちづくり推進地区整備方針を策定し、用地取得66㎡(全体取得面積の12.8%)及び電線共同溝の予備設計を行います。)

### ■ 達成状況 ■

三鷹台駅前地区整備方針については、方針の大きな柱となる交通関係の計画を地権者と調整してきました。これらの調整に時間を要したため、整備方針の策定までには至りませんでした。基本的な方向性について概ね理解を得ることができました。今後、地域住民等の意見を広く聴きながら、整備方針を策定していきます。

また、市道第135号線(三鷹台駅前通り)整備に係る用地取得を目指した3件について、地権

者の理解は得られましたが借家人との交渉に時間を要したため、1件について契約が完了したものの年度内の用地引き渡しが困難となり、繰越明許を行いました。残り2件について、粘り強く交渉した結果、1件について土地開発公社で契約することができました。電線共同溝の予備設計を予定通り完了することができました。

## 8 連雀通りの整備の推進

(まちづくり推進課) <「施政方針」掲載事業>

平成 21 年4月に東京都と「新みちづくり・まちづくりパートナー事業」の協定を結び、八幡前交差点～下連雀七丁目交差点間、約 235mについて、慢性的な渋滞の解消や拡幅による歩行空間を確保するための事業に着手しました。平成 23 年度は、用地買収に取り組みます。

また、本事業にあわせて、東京都が本区間の東側から狐久保交差点付近までの間について街路事業の事業認可に向けた取り組みを行っていることから、東京都と調整・連携を図りながら、事業を進めます。「連雀通り商店街地区」については、東京都が施行する街路事業と一体的に、「まちづくり推進地区整備方針」に基づくまちづくりが推進できるよう、東京都と協議を進めます。

(目標指標:用地買収約 400 m<sup>2</sup>を目指します。)

※みちづくり・まちづくりパートナー事業とは、市が都から委託を受け、測量、用地買収を行い、整備を自費工事として実施するものです。

### ■ 達成状況 ■

「新みちづくり・まちづくりパートナー事業」については、平成 23 年4月に道路区域の告示を行い、その後用地買収を実施しました。目標指標の約 400 m<sup>2</sup>には満たないものの、平成 24 年度への繰越を含め約 340 m<sup>2</sup>の用地取得を行いました。

また、東京都が施行する本区間の東側から狐久保交差点付近までの間の街路事業については、平成 23 年 12 月に事業が認可されました。引き続き、道路整備と一体的に「まちづくり推進地区整備方針」に基づくまちづくりが推進できるよう、東京都と協議を進めています。

## 9 東京外かく環状道路に関する調査・検討(まちづくり推進課)

<「施政方針」掲載事業>

東京外かく環状道路事業は、国の事業の進め方について不明確な部分が多い状況にあります。市は、三鷹地区検討会等で市民から提起された課題に対し、国・東京都が示した「対応の方針」が確実に実行されるよう、国・東京都に強く要請します。

ジャンクション周辺地域のまちづくりについては、今後取り組む市民参加による蓋かけ上部の利活用等の検討準備を行うとともに、周辺都市計画道路の事業化に向けた調整等について関係機関と協議を進めるなど、市民及び関係機関の協働によるまちづくりが進むよう積極的に取り組みます。

また、多岐にわたる課題について、柔軟に対応できるよう助言者会議等で検討を行うとともに、農業法人と締結した「都市農地の保全等に関するパートナーシップ協定」に基づき代替農地の維持管理に係る実証実験を行うなど、市民生活への影響に関すること等を三鷹市独自の視点から検証します。

(目標指標:地域環境への保全対策を国及び東京都に要請するとともに、ジャンクション周辺地域のまちづくりと連携したみちづくりについて調査・検討を行います。)

### ■ 達成状況 ■

国土交通省は、高速道路のあり方検討有識者委員会の中間とりまとめを受け、平成 24 年1月に社会整備資本審議会を開催し、東京外かく環状道路事業における施行区分及び事業主体を公表しました。事業主体の考え方が示されたことで、今後は計画的な用地買収へ移行するため、事業が大きく進展していくこととなります。市は、国・東京都が取りまとめた「対応の方針」が確実に実行されるよう国・東京都に要請するとともに、北野の里(仮称)周辺のまちづくりの進め方等について、助言者会議を開催しました。

また、農業法人と締結した「都市農地の保全

等に関するパートナーシップ協定」に基づき、代替農地の維持管理について、「農地機能復元のための方法」や「当該地において収穫される農産物の品質」などを検証しました。

## 10 特定緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の促進

(まちづくり推進課、建築指導課)

平成7年の阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊により幹線道路が分断され、緊急車両の通行が妨げられて、被害が拡大しました。

緊急輸送道路は震災時の救急救命活動及び物資輸送などの支援活動の生命線となり、復旧・復興の大動脈として重要な役割を果たします。

このため、東京都は平成 23 年3月に特定緊急輸送道路沿道建築物に耐震化状況の報告と耐震診断を義務付ける「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」を策定しました(耐震診断の義務付け施行は平成24年4月の予定)。この条例に基づき平成23年6月を目途に「三鷹通り」と「東八道路」が特定緊急輸送道路に指定される予定です。このため、市としても、平成20年3月に策定した三鷹市耐震改修促進計画に位置付けられたこれらの道路沿道の建築物所有者に対して、耐震診断等が実施されるよう促し、都と連携し調整を図りながら耐震化を促進します。

(目標指標:特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進します。)

### ■ 達成状況 ■

平成23年6月に「三鷹通り」と「東八道路」の一部が特定緊急輸送道路に指定されました。市では東京都と連携し、沿道建築物所有者に対し同年9月～10月にかけて個別訪問を実施し、条例の主旨や助成制度についての説明を行いました。

また、同年10月に耐震診断助成要綱を策定し、耐震診断の受付を開始しました。平成23年度は所有者も準備等に時間を要し、申請実績はありませんでしたが、平成24年4月1日から耐

震診断が義務化され、補強設計や耐震改修についても、今後申請件数が増加すると見込んでいます。

## 11 都市農地保全条例(仮称)の制定に向けた検討(緑と公園課・生活経済課)

農地の潤いのある景観や緑と水の提供、安全で新鮮な農作物の提供、災害時の防災拠点、環境教育等、多面的で公益的な都市農地を守るため、効果のある農地保全の仕組みについて検討を行います。

検討にあたっては、「農業振興計画2022」、「緑と水の基本計画2022」等の各計画との連携・整合を図り、まちづくりと連動した都市農地の保全・活用施策を進める三鷹市独自の条例等の制定に向けた検討を進めるとともに、現在の財政状況等を踏まえ、都市農業の現状と課題を整理し、相続発生等を念頭においた体系的で計画的な「都市農地保全条例(仮称)」制定のための研究を行います。

(目標指標:関係部署等をメンバーとした検討会を設置し、都市農地保全条例(仮称)の制定に向けた検討を行います。)

### ■ 達成状況 ■

「都市農地保全条例(仮称)」の制定に向け、庁内の関係部署等をメンバーとしたプロジェクト・チームを設置しました。プロジェクト・チームの検討会においては、都市農地の抱える現状把握と課題抽出等の整理を行うとともに、メンバー間での情報共有を図りました。また、今後の取り組みの方向性やスケジュールの確認、国や東京都の関わりと役割分担等の確認など、さらに具体的な施策内容等の検討を進めるための準備が整いました。

## 12 花と緑のまちづくりの推進

(緑と公園課)

特定非営利活動法人花と緑のまち三鷹創造協会が行うイベントや講座、人材の育成事業、緑の保全・緑化推進事業等への支援を行います。また、ガーデニングフェスタの開催、街かど

の花壇づくり、公園緑地を活用したコミュニティガーデンの整備、ふれあいの里のイベントを同協会に委託し、実施します。

(目標指標:花と緑のまち三鷹創造協会が行う事業の円滑な運営を支援します。)

### ■ 達成状況 ■

特定非営利活動法人花と緑のまち三鷹創造協会の活動への支援と連携を継続しながら、ガーデニングフェスタ 2011 やふれあいの里のイベントを市民と協働で開催し、緑の保全や緑化を推進する意識啓発、地域コミュニティの拡充を図りました。また、下連雀けやき広場などにおいて、市民参加によるコミュニティガーデンと街かど花壇の整備を行いました。

## 13 災害に強い下水道の整備の推進 (下水道課) <「施政方針」掲載事業>

集中豪雨による「都市型水害」に対応するため、緊急対策を要する中原地区において雨水管等の整備を行うとともに、新川地区の貯留管等の整備工事を行います。また、平成 22 年度に引き続き、浸水被害が発生する恐れがある地域を中心に、道路雨水貯留浸透施設の設置を行います。

また、平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生し、下水道施設を含むライフラインが大きな被害を受けたことから下水道地震対策整備の重要性を認識したところです。震災時にも継続して使用可能な下水道施設を目指して、平成 20 年度に策定した下水道再生計画(下水道地震対策整備計画)に基づき、地域防災計画に位置付けられた防災拠点に関連する周辺の下水道施設の耐震化を推進します。

平成 23 年度は、平成 22 年度に行った実施設計に基づき、防災拠点に関連した下水道施設の耐震化を行うとともに、平成 24 年度の実実施設計を行います。

(目標指標:雨水管等の整備 380m、貯留管等整備工事 82m、道路雨水貯留浸透施設の設置

178m、防災拠点に関連した下水道施設の耐震化の整備及び平成 24 年度の実実施設計を行います。)

### ■ 達成状況 ■

都市型水害対策として、中原地区に雨水管等の整備(延長 412m)を行うとともに、新川地区に貯留管等の整備(延長 82m)を実施しました。また、ハザードマップに位置付けられている浸水被害が発生する恐れがある地域を中心に、平成 23 年度は大沢地区に道路雨水貯留浸透施設の設置(延長 168m)を実施しました。

地震対策として、下水道再生計画(下水道地震対策整備計画)に基づき、平成 23 年度は、地域防災計画において優先順位の高い市内の防災拠点 5 か所周辺の下水道施設耐震化整備を実施しました。また、平成 24 年度工事(8か所)の実実施設計を行いました。

# 水道部の

工務課

# 「運営方針と目標」の達成状況

水道部長

小泉 修

## ■ 1 ■ 部の使命・目標に関する認識

### 部の使命・目標

●水は我々の日々の生活にとって欠くことのできないものです。三鷹市の水道事業も平成 14 年度の都営水道への統合(一元化)以来、事務委託方式により行われてきましたが、同方式の最終年度を迎えました。来年度の東京都への事務移行を見据え、市民サービスの低下を招くことのないよう配慮しながら、東京都水道局との連携をより一層図り、安全で良質な水を安定して供給できるよう努めます。

### 各課の役割

水道部は、工務課の1課で構成されています。受託水道事業に係る財務事務等に関する東京都水道局との連絡調整や水道水を市内に供給するための配水管網の整備、漏水防止対策の推進等を担当しています。

## ■ 2 ■ 部の経営資源(平成 23 年 4 月 1 日現在)

### ①職員数

#### ■職員数

水道部職員 15 人

#### ■職員比率(正規職員)

水道部 15 人 / 市職員 1,040 人

→ 職員比率 約 1.4 %

### ②予算規模

#### ■予算規模

平成23年度水道部予算額

受託水道事業特別会計

1,585,768,000 円

その他人件費等の総務部配当予算額を加えた特別会計予算額

受託水道事業特別会計

1,748,583,000 円



#### 実施方針

##### ●安全で良質な水の安定供給

水道水の安定供給に向けて災害に強い配水管網の整備を図るため、経年管(配水管)の解消を引き続き推進します。

また、良質な原水を安定的に確保するため、統廃合を含めた深井戸の適正な維持管理を図るとともに、一人でも多くのお客さまに水道水を飲んでいただくことを目指し、東京都水道局が進める「安全でおいしい水プロジェクト※」を一層効果的に推進します。

##### ●漏水防止対策の推進

貴重な水資源を有効に活用し、より効率的な給水を行うために、漏水防止対策をさらに推進します。平成 16 年度から順次設置している区画水量水器を用いた夜間における最小流量測定などによる漏水調査を行います。

##### ●東京都水道局との連携

水道事業は事務委託方式で行われているため、事務事業の実施にあたっては、東京都水道局と連携しながら、お客さまサービスの向上に向けて取り組みます。

また、平成 23 年度は、事務委託方式による水

道事業の最終年度にあたるため、水道事業が東京都に移行しても、市の基本計画に掲げている主要事業等について、事業の必要性などを明確にし、東京都において継続的に実施されるよう働きかけを行っていくほか、市民サービスの低下を招くことのないよう配慮しながら、東京都への円滑な業務移行に努めます。

その他湯水時などにおける安定給水の確保についても、東京都水道局との連携を密にし、都営水道事業の広域性を活かして対応します。

※東京都水道局が東京の水道水を「東京水」と名づけて推進するプロジェクト。国が定める水質基準のほかに独自の基準を設定したきめ細かな水質管理や浄水場への高度浄水処理の導入促進、古い水道管の取替えや貯水槽水道対策、残留塩素低減化の取り組みなどにより一人でも多くのお客さまに水道水を飲んでいただくことを目指しています。平成 22 年度からの3か年計画「東京水道経営プラン 2010」では、安全でおいしい水の安定的な供給について、主要施策として掲げています。

#### 個別事業とその目標

(個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

##### 1 都営水道事業の事務委託解消に向けた取り組み

(工務課)〈「施政方針」掲載事業〉

東京都水道局は市との協議に基づいて、平成 18 年3月に水道業務移行計画(三鷹市)を策定し、この計画に沿って、都営水道事業の事務委託方式を平成 23 年度末までに解消することになっています。平成 23 年度は、事務委託方式による水道事業の最終年度にあたるため、市民サービスの低下を招くことのないよう配慮しな

がら、円滑な移行に努めます。あわせて事務委託解消後の東京都水道局との連携のあり方についても、検討を進めます。

(目標指標:事務委託方式解消に向けた業務内容等について、協議を進めます。)

##### ■ 達成状況 ■

事務委託方式解消を見据え、前年度に引き続き、水道業務の一部を民間委託化し、円滑な業務移行に向けた取り組みを行い、平成 23 年

度末で施設管理系業務、給水装置系業務等すべての業務を東京都に移行しました。

## 2 経年管(配水管)取り替えによる耐震性の向上(工務課)

〈「施政方針」掲載事業〉

震災時などにも安定した水の供給が行えるように、主に昭和 47 年度以前に布設された耐震強度の劣る普通铸铁製配水管をより強度の高いダクタイル铸铁管に布設替えします。

(目標指標:2,680mを布設替えし、残存率を2.3%にします。)

### ■ 達成状況 ■

当初予定の 2,680mに対して、東京都直轄施工分の一部が平成 23 年度中に竣工しなかったことにより、実施延長は 1,694.1mとなりました。また、残存率については、2.6%にとどまりました。

## 3 初期ダクタイル管の取り替えによる耐震性の向上(工務課)

〈「施政方針」掲載事業〉

昭和 30 年代から 40 年代に布設されたダクタイル铸铁管の直管と高級铸铁管の異形管が混在している路線を初期ダクタイル管といい、この路線について、より耐震性を高めるため、新たにダクタイル铸铁管に管種を変更します。

(目標指標:2,080mを布設替えし、残存率を3.0%にします。)

### ■ 達成状況 ■

当初予定の 2,080mに対して、2,091.2mと当初予定を上回った延長を施工しました。また、残存率については、当初予定のとおり、3.0%となりました。

## 4 耐震継手化事業の推進(工務課)

〈「施政方針」掲載事業〉

震災時の断水被害を最小限に止め、平常給水に復旧するまでの日数を短縮することを目指し、平成 22 年度に東京都が主要施策と定めた「水道管路の耐震継手化緊急 10 カ年事業」にあわせ、昭和 54 年以前に布設されたダクタイル

铸铁管の耐震継手化を進めます。

(目標指標:2,930mを布設替えし、残存率を3.7%にします。)

### ■ 達成状況 ■

当初予定の 2,930mに対して、東京都水道局との配水調整により施工できなかった箇所があったことにより、実施延長は 2,891.1mとなりました。また、残存率についてはおおむね当初予定のとおり 3.7%となりました。

## 5 配水管の新設による配水管網の整備(工務課)

より効率的な配水管網を整備するため、経年管(配水管)布設替工事にあわせて、隣接する公道や私道の配水管未布設箇所へ新設を行い、複数の配水管路を接続するループ化を進めるとともに、都市計画道路事業の進捗にあわせた配水管の新設を進めます。

(目標指標:4,240mを布設します。)

### ■ 達成状況 ■

当初予定の 4,240mに対して、4,384.1mと当初予定を上回った延長を施工しました。

# 教育委員会事務局教育部の 「運営方針と目標」の達成状況

教育部長  
教育部生涯学習担当部長

藤川 雅志  
清水 富美夫

総務課	スポーツ振興課
学務課	総合スポーツセンター 建設推進室
指導課	国体推進室
生涯学習課	社会教育会館
	図書館

## ■ 1 ■ 部の使命・目標に関する認識

### 部の使命・目標

●いいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちづくり、創造性と豊かさをひろげる生涯学習・文化のまちづくりを基本目標として、学校教育では、「豊かな心を持ち、心身ともに健康で、たくましく生きる『人間力』と『社会力』のある児童・生徒の育成」を指導目標とし、生涯学習では、「『いつでも、どこでも、だれでも、そしていつまでも』学ぶことができる生涯学習社会の構築」を推進目標としています。

### 各課の役割

教育部は、総務課、学務課、指導課、生涯学習課、スポーツ振興課、総合スポーツセンター建設推進室、国体推進室で構成する事務局と、社会教育会館、図書館などの所管施設で構成され、それぞれ、○教育委員会会議、委員会内人事・予算等の総合調整、川上郷自然の村管理運営、教育施設の営繕・維持管理、○通学区域、学級編制、学校給食・保健運営、教育相談、就学相談、○学校の教育指導の援助、教職員人事、教科書採択、○生涯学習の推進、文化財保護、社会教育団体の育成等、○生涯スポーツの普及・振興、スポーツ施設の管理運営、○社会教育会館の管理運営、○図書館での資料収集・貸出、読書活動の推進などの役割を担っています。

## ■ 2 ■ 部の経営資源（平成 23 年 4 月 1 日現在）

### ①職員数

#### ■職員数

教育委員会事務局職員 188 人

他団体からの派遣職員 3 人

→計 191 人

#### ■職員比率(正規職員)

教育委員会事務局 191 人 / 市職員 1,040 人

→ 職員比率 約 18.4 %

### ②予算規模

#### ■予算規模

平成 23 年度教育委員会事務局予算額

一般会計 4,477,857,000 円

そのうち人件費を除く事業費の予算額

一般会計 3,998,884,000 円

### ■ 3 ■ 部の実施方針及び個別事業の目標等

#### 実施方針

##### ●コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実・発展と教育ビジョン 2022(仮称)の策定

教育ビジョンに基づき、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校7学園において、子どもたちが安心して質の高い教育を受けられるようにします。コミュニティ・スクールの推進にあたっては、市民にとっての魅力ある市立学校となるよう、保護者、地域住民の積極的な参画を図りながら、自律的、主体的な学校運営を進めます。あわせて、小・中一貫教育校の教育的な成果や教育活動等の必要な情報が、学校内はもとより、学校と保護者や地域住民の間で共有されるよう努めます。

また、教育ビジョンについては、三鷹教育・子育て研究所の提言を踏まえ、第4次基本計画の策定との整合を図りながら多様な市民参加を行い、新たに教育ビジョン 2022(仮称)を策定します。

##### ●教育支援の充実と教育支援プラン 2022(仮称)の策定

教育支援の充実に向けて、個別指導計画・個別の教育支援計画の適切な作成・活用が行われるよう、教育支援推進委員会を開催し、各校の具体的な取り組み状況を把握するとともに、教育支援の充実に向けた課題の検討・検証を行います。また、スクールソーシャルワーカーによる教育と福祉、保健、医療等関係機関との密接な連携を進めます。

また、現行の教育支援プラン(特別支援教育推進計画)の考え方を基礎に、国等の動向も踏まえ、教育支援プラン 2022(仮称)を策定します。策定にあたっては、教育ビジョン 2022(仮称)との整合を図り、ビジョンに位置付けた理念や基本的な考え方に基づく具体的な実行計画となる

よう策定を進めるとともに、教育支援推進委員会での検討や市民参加による効果的な策定を進めます。

##### ●安全で快適な教育環境の充実

児童・生徒及び教職員が安全に安心して快適に学校生活を送れるように、校舎等の建替え、耐震補強工事、学校空調設備整備事業を計画的に推進するとともに、地域の防災拠点としての利活用を進めます。また、ヒートアイランド現象の緩和、砂飛散防止、緑化推進等のため、学校校庭の芝生化を推進します。なお、これらの事業実施にあたっては、国・都からの補助・助成制度を活用し、財源確保に努めます。

さらに、教育ネットワークの利活用と運用管理体制の整備により、教員の業務の効率化・情報セキュリティの向上を図るとともに、学校・家庭・地域の情報共有を推進します。

##### ●生涯学習施策の充実とみたか生涯学習プラン 2022(仮称)の策定

「大沢の里水車経営農家」の効果的・効率的な管理運営を進めるとともに、大沢二丁目古民家(仮称)の復原に向けた取り組みなど、地域文化財の保存・活用を図るためエコミュージアム事業を推進します。また、市民芸術文化活動の普及・奨励、家庭教育支援事業など生涯学習施策の充実を図ります。

また、新たな生涯学習プランの策定に向けて、第4次基本計画の策定との整合を図りながら、市民参加により、みたか生涯学習プラン 2022(仮称)を策定します。

##### ●市民スポーツ活動の推進

市民の健康・体力の増進を図り、「スポーツを生涯の友に」を目標に、豊かなスポーツライフを推進するために、地域スポーツ活動の振興と組織づくり、総合型地域スポーツクラブの拡充、指

導者の養成と充実、施設の円滑な運営と整備の充実等に取り組みます。また、平成25年の「スポーツ祭東京2013」(第68回国民体育大会・第13回全国障害者スポーツ大会)の開催に向け、平成22年8月に設置した「スポーツ祭東京2013三鷹市実行委員会」を中心に、関係団体等と連携を図りながら開催に向けた準備を進めます。

### ●健康・スポーツ及び生涯学習の拠点整備の推進(新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の整備に向けた取り組み)

都市再生ビジョンに基づき策定した「市民センター周辺地区整備基本プラン」における「健康・スポーツの拠点」、「生涯学習の拠点」の整備に向けた取り組みを推進します。平成23年度は、実施設計に着手し、庁内検討や関係する審議会、団体等との調整を通じて、より具体的な検討を進めます。

### ●南部図書館(仮称)の整備と効率的な図書館の管理・運営

新川・中原地域に整備する予定の南部図書館(仮称)について、公益財団法人アジア・アフリカ文化財団との協働により、特色ある地域図書館としての整備に向けた取り組みを進めます。平成23年度は、市民会議を設置し、基本プランと設計等に取り組みます。また、引き続き、効率的な図書館の管理・運営に取り組みます。図書館の管理・運営については、ICタグの効果的な活用を図り、市民の資料・情報の要望に迅速かつ的確に対応するサービスの向上を目指します。同時に、効率的な図書館の管理運営形態について引き続き見直しを行います。

また、みたか子ども読書プラン2022(仮称)については、6月に三鷹市立図書館協議会からの答申を受け、骨格案、素案を作成し、パブリックコメントを経て策定します。

## 個別事業とその目標

(個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

### 1 教育ビジョン2022(仮称)の策定

(指導課・総務課)〈「施政方針」掲載事業〉

新たな教育ビジョンの策定に向けた「三鷹教育・子育て研究所」の提言等を踏まえ、多様な市民参加を図りながら教育ビジョン2022(仮称)を策定します。策定にあたっては、第4次基本計画の策定スケジュール及び市民参加手法との整合を図り、効果的・効率的な策定作業を進めます。

(目標指標:第4次基本計画の策定との整合を図るとともに、多様な市民参加により、教育ビジョン2022(仮称)を策定します。)

#### ■ 達成状況 ■

第4次基本計画の策定スケジュールとの整合を図りながら、平成23年度末に計画を策定しました。策定にあたっては、平成22年度に設置した三鷹教育・子育て研究所の分科会「教育ビジョンの見直しに関する研究会」の報告を踏まえる

とともに、骨格案、素案の各段階において、校長会、コミュニティ・スクール委員会など学校関係者との意見交換を行いました。さらに、各学校の児童・生徒の代表51人による「教育の未来を考える『三鷹子ども熟議』」の開催やパブリックコメントの実施など、多様な市民参加による意見の反映に努めました。

計画内容においても、「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の推進」という基本的な考え方を継承し、その一層の充実・発展を目指すため、目標の明確化と施策の重点化を図り、教育委員会の基本方針と事業計画の基礎となる新たなビジョンを策定することができました。

### 2 コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展(指導課)

〈「施政方針」掲載事業〉

義務教育9年間の一貫カリキュラムに基づき、小・中一貫教育校7学園が特色ある教育を展開

し、基礎・基本の確実な定着と個性・能力の伸長、児童・生徒の健全育成を図り、「人間力」と「社会力」を兼ね備えた子どもを育成します。

また、保護者や地域住民が学校運営に積極的に参画し、学校運営を支援する「コミュニティ・スクール」を基盤とした学校づくりの充実・発展を目指し、コミュニティ・スクール委員会の機能の充実を図るとともに、小・中一貫教育の理念を継承・発展するための地域人財の養成・育成に努めます。

(目標指標:すべての学園のコミュニティ・スクール委員会を中心に実施する学園評価(検証)をもとに、各学園が小・中一貫教育の充実と特色ある教育を推進します。また、保護者や地域住民が積極的に学校運営に参画し、学校教育を支援する「コミュニティ・スクール」を基盤とした小・中一貫教育の充実を図ります。)

### ■ 達成状況 ■

小・中一貫教育については、学園内小・中学校での教育課程の統一化を進め、学園として一体感のある教育をより一層推進しました。

コミュニティ・スクールについては、コミュニティ・スクール委員会の協議や評価活動を通じた学校運営への参画が深まり、自立的な活動が活発に行われました。特に学園評価については、評価・検証結果を踏まえ、コミュニティ・スクール委員会での協議を通して、児童・生徒や保護者、地域の意向を学校運営に反映するなど、各学園の教育活動の充実が図られました。

今後は、教育ビジョン2022に掲げた重点施策の着実な推進を図るとともに、保護者や地域への周知・広報活動の充実や学校支援ボランティアの裾野の拡大を図るなど、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の一層の充実・発展に取り組みます。

### 3 健康・スポーツ及び生涯学習の拠点整備の推進(新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の整備に向けた取り組み) (総合スポーツセンター建設推進室・社会教育会館) 〈「施政方針」掲載事業〉

都市再生ビジョンに基づき策定した「市民センター周辺地区整備基本プラン」における「健康・スポーツの拠点」、「生涯学習の拠点」の整備に向けた取り組みを推進します。平成23年度は、実施設計に着手し、庁内検討や関係する審議会、団体等との調整を通じて、施設の機能連携や管理運営の方法など、より具体的な検討を進めます。

(目標指標:市長部局と連携し、庁内検討や関係する審議会、団体等との調整を図りながら、実施設計など事業推進に取り組みます。)

### ■ 達成状況 ■

市長部局と連携し、庁内検討を進めるとともに、健康・スポーツ及び生涯学習分野の関係団体、審議会等との意見交換を行いながら実施設計(平成23~24年度)に着手しました。

また、最適な管理運営体制を構築するため、管理運営に関する目標や施設利用のための条件整備、集約化による事業連携など、基本的な事項等を取りまとめた管理運営方針の策定に向けた検討を進めました。

### 4 三鷹中央学園第三小学校、鷹南学園第五中学校体育館の建替え(総務課) (「施政方針」掲載事業)

校舎等の建替えにより、耐震性能の確保及び地域防災拠点としての安全性を高め、教育環境の整備を行います。

第三小学校校舎の建替えについては、前年度に行った実施設計に基づき、新校舎の建設工事に着手します。なお、建設期間中は既存校舎を使用し、新校舎竣工・移転後、既存校舎の解体を行います。

第五中学校体育館の建替えについては、前年度に引き続き工事を行い、工事の完了とすみやかな利用開始を目指します。

これらの事業実施にあたっては、国・都からの補助・助成制度を活用し、財源確保に努めます。

(目標指標:第三小学校については、新校舎の建設工事に取り組みます。第五中学校体育館の建替えについては、工事の完了とすみやかな利用開始を目指します。)

#### ■ 達成状況 ■

第五中学校体育館建替工事については、当初計画のとおり平成23年5月に竣工し、6月から利用を開始しました。

第三小学校校舎の建替えについては、当初計画のとおり建設工事に着手し、順調に工事を進めています。新校舎の完成は平成24年12月末を予定しています。

なお、これらの事業実施にあたっては、国・東京都の補助・助成を受け、財源の確保に努めました。

### 5 学校空調設備整備事業の実施 (総務課)〈「施政方針」掲載事業〉

夏季の猛暑対策として、児童・生徒の良好な学習環境を維持し、適切な教育活動を実施するため、市立小・中学校の普通教室、特別教室等に空調設備を整備します。整備にあたっては、学校の授業への影響を最小限にするよう、他の工事の実施時期と調整を行います。

なお、これらの事業実施にあたっては、国・都からの補助・助成制度を活用し、財源確保に努めます。

(目標指標:学校空調整備事業に係る実施設計及び整備工事に計画的に取り組み、11校に整備します。)

#### ■ 達成状況 ■

小・中学校への空調設備の整備について、実施設計及び整備工事とも、順調に進めました。実施設計は整備を要する17校分を完了させ、整備工事は予定した11校への整備を完了しました。

なお、これらの事業実施にあたっては、国・東京都の補助・助成を受け、財源の確保に努めま

した。

### 6 南部図書館(仮称)の整備の推進 (図書館)〈「施政方針」掲載事業〉

公益財団法人アジア・アフリカ文化財団との協働により、南部図書館(仮称)の整備に向けて取り組みます。具体的には、同財団と南部図書館(仮称)の整備のための協議が整った後に、南部図書館(仮称)の整備に向けた施設、機能、管理運営形態等のあり方を検討する市民会議を設置し、新しい図書館づくりに向けた基本プラン及び設計等に取り組みます。

(目標指標:南部図書館(仮称)について、市民会議等による検討を行い、基本プラン及び設計等の取り組みを進めます。)

#### ■ 達成状況 ■

同財団と「南部図書館(仮称)の整備に向けた確認書」を取り交わし、「南部図書館(仮称)基本プラン検討市民会議」(委員11人)を設置して検討を進めました。同市民会議は施設整備及び運営に関する基本的な考え方を提言するとともに、具体的なレイアウトに関する提案を行いました。

市は、これらを反映した基本プラン(案)を作成し、パブリックコメントを経て確定するとともに、基本設計を完了しました。

### 7 学校耐震補強工事の実施 (総務課)〈「施政方針」掲載事業〉

第二小学校校舎及び体育館、羽沢小学校校舎の耐震補強工事を実施します。また、平成7年度から平成12年度に行った耐震診断結果において耐震補強工事を要しないとされた学校体育館について、その後の老朽化による影響が考えられることや、診断基準が改定されたことから、体育館耐震診断内容再調査業務を実施します。

なお、これらの事業実施にあたっては、国・都からの補助・助成制度を活用し、財源確保に努めます。

(目標指標:平成23年度末に市立小・中学校の耐震化率92.9%を目指します。また、体育館耐

震診断内容再調査業務を4校で実施します。)

## ■ 達成状況 ■

第二小学校校舎及び体育館、羽沢小学校校舎の耐震補強工事について、当初計画どおりに工事を完了しました。これらの工事により、市立小・中学校の平成 23 年度末の耐震化率は 92.9%となりました。

また、体育館耐震診断内容再調査業務についても、対象の4校(第三小学校、第五小学校、中原小学校、北野小学校)の調査を完了しました。

なお、耐震補強工事の実施にあたっては、国・東京都からの補助・助成を活用し、財源の確保に努めました。

## 8 みたか生涯学習プラン 2022(仮称)の策定(生涯学習課)

〈「施政方針」掲載事業〉

市民の生涯学習に関する意向調査の実施結果及び社会教育委員会議から提出された「これからの生涯学習が目指すもの～生涯学習計画改定に向けての意見～」を踏まえ、新たな生涯学習プランの策定に向けて、第4次基本計画の策定との整合を図りながら、市民参加により、みたか生涯学習プラン 2022(仮称)を策定します。(目標指標:第4次基本計画の策定との整合を図るとともに、多様な市民参加により、みたか生涯学習プラン 2022(仮称)を策定します。)

## ■ 達成状況 ■

第4次基本計画の策定スケジュールとの整合を図りながら、効率的に策定作業を進め、9月に骨格案、12月に素案を策定し、パブリックコメントを経て平成 24 年3月末に生涯学習プラン 2022を策定しました。

策定にあたっては、平成 22 年度に実施した「生涯学習についての三鷹市民意向調査」の結果を踏まえるとともに、社会教育委員会議及び生涯学習計画推進会議における助言・意見や市民の要望・意見等の反映に努めました。

## 9 スポーツ祭東京 2013(東京国体)の推進(国体推進室)〈「施政方針」掲載事業〉

平成 25 年に開催する「スポーツ祭東京 2013」(第 68 回国民体育大会・第 13 回全国障害者スポーツ大会)に向けて、平成 22 年8月に設置した「スポーツ祭東京 2013 三鷹市実行委員会」を中心に、関係団体等との連携を図りながら、運営体制のさらなる強化のために「東京国体三鷹市開催総合実施計画書(仮称)」(案)の作成や市民の意識啓発など、大会開催に向けた準備を進めます。

(目標指標:「総務・広報」、「競技・式典」、「宿泊・衛生」、「輸送・警備」の4つの専門委員会を設立し、「東京国体三鷹市開催総合実施計画書(仮称)」(案)を作成し、運営体制のさらなる強化を図ります。)

## ■ 達成状況 ■

「スポーツ祭東京 2013 三鷹市開催総合実施計画書」(案)の策定に向け、「総務・広報」、「競技・式典」、「宿泊・衛生」、「輸送・警備」の4つの専門委員会で議論を重ね、計画書(案)を作成しました。また、スポーツフェスティバル等のイベント会場において、マスコットキャラクター「ゆりーと」を活用した市民への啓発を行うなど、大会開催気運の醸成を図りました。

## 10 学校給食の充実と効率的運営(学務課)〈「施政方針」掲載事業〉

学校給食の充実と効率的運営を図るため、学校給食による食育の推進と調理施設・設備のドライ化などの改善を行います。

調理業務の民間委託については、平成 24 年4月から委託を実施する対象校の検討・決定を行うとともに、平成 19 年度に委託を開始した4校が5年を経過するため、平成 24 年度以降の委託業者について見直しを行います。また、委託実施校ごとに設置している「学校給食運営協議会」において、課題の把握と改善に向けた検討を行います。

(目標指標:給食調理業務について、平成 24 年



度から新たに1校での委託を検討・決定し、委託校を計9校とします。)

### ■ 達成状況 ■

平成 24 年4月から委託を実施する対象校の検討を行い、第四小学校に決定しました。委託事業者の選定方法としては、一般公募型プロポーザル方式による選考を行いました。この結果、第二小学校、第六小学校、南浦小学校、中原小学校、井口小学校、東台小学校、第一中学校、第五中学校に加えて9校目の自校方式による学校給食調理業務の民間委託を実施しました。また、平成 23 年度から給食調理業務委託を開始した第二小学校及び井口小学校においても学校給食運営協議会を設置し、学校給食の充実と円滑な運営を図っています。

## 11 教育支援プラン 2022(仮称)の策定

(学務課)〈「施政方針」掲載事業〉

現行の教育支援プラン(特別支援教育推進計画)の考え方を基礎に、国等の動向も踏まえ教育支援プラン2022(仮称)を策定します。策定にあたっては、教育ビジョン 2022(仮称)との整合を図り、ビジョンに位置付けた理念や基本的な考え方に基づく具体的な実行計画となるよう策定を進めるとともに、教育支援推進委員会での検討や市民参加による効果的な策定を進めます。

(目標指標:第4次基本計画及び教育ビジョン2022(仮称)の策定との整合を図るとともに、多様な市民参加により、教育支援プラン 2022(仮称)を策定します。)

### ■ 達成状況 ■

第4次基本計画の策定スケジュールを踏まえ、教育ビジョン2022の策定との整合を図りながら、平成23年度末に教育支援プラン2022を策定しました。策定にあたっては、校長をはじめとする教職員から、骨格案、素案について意見を聴取しました。また、保護者、学識経験者、市立小・中学校の学校長、通常の学級教員、教育支援学級(固定制・通級制)教員及び健康福祉部、

子ども政策部の関係課長による「教育支援推進委員会」において、骨格案・素案の検討を行いました。さらに素案については、パブリックコメントの実施による市民意見の募集、校長をはじめとする学校教職員からの意見募集、教育支援推進委員会での意見聴取等を実施し、意見の反映を図りました。